

經濟統計ニ關スル國際條約、議定書及附屬書

## 經濟統計ニ關スル國際條約

### 前文

獨逸國大統領、奥地利共和國聯邦大統領、白耳義國皇帝陛下、「ブラジル」合衆國大統領、「グレート、ブリテン」「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、「ブルガリア」國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、「ダンチッヒ」自由市ノ爲ニ「ボーランド」共和國大統領、「エジプト」國皇帝陛下、「エストニア」共和國政府、「フィン蘭」共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、希臘共和國大統領、「ハンガリー」王國攝政殿下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ラトヴィア」共和國大統領、「ルクセンブルグ」國大公殿下、諾威國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、「ボーランド」共和國大統領、「ボルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、「セルビア、クロアチ、スロヴェニス」國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府並ニ「チエコスロvakia」共和國大統領ハ  
世界全體ノ及個個ノ國ノ經濟上ノ狀勢及發展ヲ比較可能ナル基礎ニ於テ示ス統計ヲ利用シ得ルコトノ重要ナルヲ認メ

右目的ハ諸種ノ經濟統計ノ公ノ作成及發表並ニ或統計表ノ作成ニ付割一ナル方法ノ一般的採用ヲ確保シ得シムル國際條約ノ形式ニ依ル同時且協同ノ行動ニ依ルコトニ依リ最良ク達成セラルベキコトヲ思ヒ

之ガ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸國大統領

聯邦統計局長官、教授「ドクトル、エルнст、ヴァグマン」

聯邦統計局部長「ドクトル、ハンス、プラツィー」

奧地利共和國聯邦大統領

元副宰相、聯邦統計局長官「ダルター、ライスキー」

聯邦商務遞信省參事官兼商事統計局長「ドクトル、エミル、フェルディナンド、ローテ」

聯邦統計局參事官「ドクトル、ルドルフ、リーマー」

白耳義國皇帝陛下

工務勞働社會省總務長官「アーヴィングラン」

「ブラジル」合衆國大統領

在倫敦「ブラジル」合衆國大使館商務官「ジー、アーヴィング、カルネイロ」

統計局課長「アントニオ、カヴァルカンテ、アルブケルク、デ、グスマッオ」

「グレート、ブリテン」「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」並ニ國際聯盟ノ個個ノ聯盟國ニ非ザル英帝國ノ一切ノ部分

「グレート、ブリテン」國政府最高經濟顧問「サー、シドニー、チャップマン」

南阿弗利加聯邦

在歐羅巴南阿弗利加聯邦商事委員「ダニエル、ジー、ドゥ、ヴィリエ」

「アイルランド」自由國

國際聯盟ニ派遣ノ「アイルランド」自由國代表者「セアン、レスター」

「ブルガリア」國皇帝陛下

「ソフィア」大學教授、最高統計會議議長、國會議員「ドミトリー、ミチアイコフ」

丁抹國皇帝陛下

統計局長「アドルフ、ジエンセン」

「ボーランド」共和國大統領

「ダンチッヒ」自由市

「ボーランド」國中央統計局部長「エー、ストゥルム、デ、ストゥレム」

「ダンチッヒ」自由市統計局長「ドクトル、マルティン、ジー、フンク」

「エジプト」國皇帝陛下

大藏省財務書記官「ジュームズ、アイ、クレーラ」

統計及調査局監察官「ヘネン、ベー、ヘネン」

「エストニア」共和國政府

中央統計局長「アルバート、ブレリツ」

「フィンランド」共和國大統領

國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、瑞西聯邦駐劄特命全權公使「ドクトル、ルドルフ、ホル

ステイ」

中央統計局長「マルテ、コグロ」

關稅局統計部長「ウエルネル、リンド、グレン」

佛蘭西共和國大統領

佛蘭西國統計局長「ユーベル」

關稅局商事統計課長「グイヨン」

希臘共和國大統領

在「ベルン」代理公使「ディー、ビケラス」

「ハンガリー」國攝政殿下

中央統計局副局長、省參事官「ジュール、ド・ケンコリー・テーグ」

伊太利國皇帝陛下

中央統計學會會長「ドクトル、コラド、ジニ」

日本國皇帝陛下

國際聯盟帝國事務局次長、大使館參事官伊藤述史

「ラトヴィア」共和國大統領

國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、特命全權公使「チャールズ、ドゥズマンス」

「ルクセンブルグ」國大公殿下

「ジユネーヴ」駐在領事「シャルル・ヴェルメール」

諸威國皇帝陛下

中央統計局長「ダンナル、ヤーン」

和蘭國皇帝陛下

統計局長官、教授「ドクトル、ハー、ヴュー、メトルスト」

殖民地學會商事博物館長、教授「ドクトル、エル、ベー、ル、ヨスキーノ、ドゥ、ブシー」

「ボーランド」共和國大統領

中央統計局部長「エー、ストゥルム、デ、ストゥレム」

「ボルトガル」共和國大統領

國際聯盟「ボルトガル」國事務局長「エフ、デ、カルヘイロス、エ、メネゼス」

大藏省統計局長「セー、ア、チアンビカ、ダ、フォンセカ」

「ルーマニア」國皇帝陛下

國際聯盟ニ派遣ノ特命全權公使「コンスタンティン、アントニアード」

「セルブ、クロアート、スロヴェヌス」國皇帝陛下

國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員「コンスタンティン、フョティチ」

統計局課長「ドクトル、マックス、ビルコヴィチ」

大學教授「ラザレ、コスティチ」

瑞典國皇帝陛下

瑞西聯邦駐劄特命全權公使「グー、アイ、ウエストマン」

瑞西聯邦政府  
聯邦經濟省商務局長「ヴェー、ストラキ」

「フリブル」大學講師「ドクトル、ヨット、ロレンツ」

關稅局商事統計課長「カー、アクリン」

「チエコスロバキア」共和國大統領

統計局參事官「ドクトル、ジー、ムラーズ」

統計局顧問「ドクトル、ジー、リーバ」

商務省顧問「ドクトル、ホラーチエク」

因テ各全權委員ハ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

## 第一條

一 締約國ハ其ノ統治ノ下ニ在ル地域ニシテ本條約ノ適用セラルル一切ノ部分ニ付左記第二條ニ掲グル統計ヲ同條ニ定ムル期間ニ依リ作成シ且發表スルコトヲ約ス

二 本條約ニ依リ要求セラルル統計ニ關シテハ何レカノ種類ノ統計ニ付獨立ノ統計組織ヲ有スル各地域ハ獨立ノ單位トシテ之ヲ右統計ニ示スコトヲ得本條約ノ規定ニ基キ發表セラルル一切ノ統計ニハ右統計ガ何レノ地域ニ適用セラルカヲ記載スベシ

三 本條約ニ定メラルル義務ハ本條約ノ議定書ニ掲グル解釋及留保並ニ本條約第十七條ノ規定ニ基キ今後許ナルコトアルベキ留保ニ從フベキモノトス

## 第二條

前條ニ掲グラルル統計ノ種類ハ左ノ如シ

## 一 外國貿易

## 格

(イ) 輸入及輸出ノ數量及價額ノ毎年及毎月ノ統計表

(ロ) 外國貿易ニ從事スル船舶ニシテ當該國ノ港ニ入りタルモノ及之ヨリ出デタルモノノ登録  
噸數ヲ國籍別ニ示ス毎年ノ及能フ限リ毎三月（更ニ望マシキハ毎月）ノ統計表

## 二 職業

少クトモ毎十年ニ一回作成發表セラレ且右十年ノ末年（即チ千九百三十年、千九百四十年、千九百五十年、以下之ニ做フ）又ハ右末年ニ成ルベク近キ年ニ關スル職業別人口統計表

## 三 農業、畜産業、林業及水産業

(甲) 萬國農事協會ニ依リ提議セラレタル方針ニ基キ及能フ限リ右協會ニ依リ提議セラレタル年ニ關シ能フ限リ毎十年ニ一回行ハルベキ農業ノ一般的調査

(乙) 左記ヲ示ス毎年ノ統計表

(一) 主要作物ニ關スル栽培面積ノ分布（作付面積及收穫面積ヲ共ニ示スコト重要ナル場合ニハ能フ限リ之ヲ示スコト）

(二) 右作物ノ收穫高

(丙) 主要ナル種類ノ家畜ノ數ノ定期（能フ限リ毎年）ノ統計表ニシテ能フ限リ性及年齡ヲ示スモノ

(丁) 國ノ經濟上木材生産ノ重要ナル國ニ付テハ森林資源ノ定期統計表ニシテ森林面積並ニ能フ限リ蓄積量、每年ノ生長量及毎年ノ伐採量ヲ示スモノ（能フ限リ立木ノ種類ニ依リ區別

(ヲ設ケベシ)

(戊) 水産業ガ經濟的活動ノ重要ニシテ組織アル一部門タル國ニ付テハ(一)主要海產物ノ及能  
フ限リ内水產物ノ陸揚高(二)右產物ヲ陸揚シタル船舶ノ國籍(三)水產業ニ從事スル内國船  
舶ノ隻數及種類並ニ(四)右船舶ニ於ケル被使用者ノ數ヲ示ス毎年ノ統計表  
完全ナル統計表ヲ作成スルコト能ハザル場合ニ於テハ右統計表ノ不完全ノ程度ヲ概示スペ  
シ

## 四 鑄業及冶金業

當該國ニ於ケル產出ガ國內的ニ重要ナル左記鑄物及金屬ノ何レカノ產出高ノ統計表(少クト  
モ毎年ノ)

## (一) 非金屬鑄物

石炭(有煙炭又ハ無煙炭)、褐炭及「コークス」

石油及天然瓦斯

硝酸鹽

磷酸鹽

「ボタシウム」鑄

硫黃

## (二) 金屬鑄物及金屬

## (イ) 左記ノモノノ鑄

鐵

錫

銅

亞鉛

鉛

「アルミニウム」

「マンガン」

「ニッケル」

## (ロ) 左記ノモノノ鎔鑄生產(實際ノ又ハ見積ニ依ル)

鐵及鋼

錫

銅

亞鉛

鉛

「アルミニウム」

「マンガン」

「ニッケル」

「アンチモニー」

「タンクスチン」

「モリブデン」

蒼鉛

金

白金

(甲) 左記ニ關スル定期ノ且能フ限リ少クトモ毎十年ニ一回ノ統計調査

(イ) 工業設備(少クトモ相當重要ナル一切ノ設備ヲ含ム)及

## 五 工業

(ロ) 能フ限リ商業設備

右調査ハ人口調査若ハ工業生産調査ト併セテ又ハ單獨ニ之ヲ行フコトヲ得ベク且殊ニ左記ヲ示スベシ

(一) 右設備ニ付テハ之ニ使用セラルル男女ノ數竝ニ能フ限リ就業ノ種類別ニ依ル及成年者ト年少者トニ區別セラレタル右被使用者（右區別ノ爲ナルル年齢ヲ記載スルコト）

右調査ニ含マレザル設備ニ使用セラルル人員ノ見積ヲモ能フ限リ爲スベシ

(二) 工業設備ニ付テハ据附ケラレタル原動機（之アルトキハ）ノ公稱能力（イ）蒸氣機關（ロ）內燃機關及（ハ）水力機關ヲ能フ限リ區別スルコト）及据附ケラレタル電動機（之アルトキハ）ノ公稱能力（電力ガ設備内ニテ發生セシメラルルヤ又ハ他ノ場所ニテ發生セシメラルルヤヲ示スコト）前記種類ノ各ニ付テハ當時使用セラルル原動機及電動機ハ休止中又ハ懶惰ノモノト能フ限リ區別シテ示サルベシ

(乙) 各國ニ於テ充分ナル正確ノ度合ヲ以テ作成シ得ル限リ成ルベク廣汎ナル工業生産ノ統計表

(丙) 比較ノ基礎トシテ採用セラレタル一ノ期間ニ關スル絶對數又ハ相對數ノ形式ニ依ル定期

（能フ限リ毎三月又ハ更ニ望マシキハ毎月）ノ統計系列ニシテ生産ノ最代表的ナル部門ノ工業的活動ノ變化ヲ示スモノ

六 物價指數

左ノ指數

(イ) 卸賣價格ノ一般的變動ヲ示ス指數ニシテ毎月作成セラレ且發表セラルベキモノ

(ロ) 生計費ノ一般的變動ヲ示ス指數ニシテ少クトモ毎三月作成セラレ且發表セラルベキモノノ生計費ノ指數ハ一箇ノ都市又ハ代表的ノモノトシテ選バレ且別別ニ若ハ一體トシテ採用セラレタル數箇ノ都市ニ關スル資料ヲ基礎ト爲スコトヲ得

前記指數ノ各記載書ニハ價格ガ使用セラレタルモノノ品目及指數ノ計算ニ用ヒラレタル方法ヲ示ス簡單ナル公ノ刊行物ヘノ參照ヲ附スベシ

前記指數ノ外個個ノ主要ナル商品ノ絕對的又ハ相對的形式ニ依ル卸賣價格ヲ同一ノ期間ニ付能フ限リ發表スベシ

第三條

締約國ハ個個ノ國ノ外國貿易ノ統計ノ比較ヲ容易ナラシムル爲右種類ノ統計ノ作成ニ付テハ第一

附屬書第一編ニ掲グラルル原則ヲ採用スルコトヲ約ス

締約國ハ又其ノ有スル調査手段ノ許ス限り第一附屬書第三編ニ明定セラルル統計表ヲ試験ノ爲作成スルコトヲ約ス

#### 第四條

締約國ハ水產統計ノ作成ニ關シテハ第二附屬書ニ掲グラルル原則ヲ一般的ニ承認スルコトヲ表明シ且之ヲ各自國ノ水產統計ニ於テ能フ限リ適用スルコトヲ約ス

#### 第五條

締約國ハ第二條四ニ掲グラルル鑑物及金屬ノ當該國ニ於ケル產出ガ國內的ニ重要ナリト認メラル場合ニ於テハ右產出ニ關スル自國ノ統計ノ基礎トシテ能フ限リ使用スル爲第三附屬書ノ基礎ヲ爲セル原則ヲ一般的ニ承認スルコトヲ表明シ且他ノ鑑物及金屬ノ產出ニ關スル統計ヲ作成スル場合ニ於テハ同様ノ方針ノ下ニ之ヲ爲スコトヲ約ス

#### 第六條

締約國ハ工業生產調查ノ模範方式トシテ添附セラレタル第四附屬書ノ基礎ヲ爲セル原則ヲ一般的ニ承認スルコトヲ表明シ且右附屬書ニ示サルル型式ニ依ル全部又ハ一部ノ調査ヲ計畫シ得ルニ至

リタル場合ニ於テ右原則中適用シ得ルモノヲ實施スルノ問題ヲ考慮スルコトヲ約ス

#### 第七條

締約國ハ工業活動ノ指數ノ作成ノ爲ノ方式ノ例示トシテ添附セラレタル第五附屬書ノ基礎ヲ爲セル原則ヲ一般的ニ承認スルコトヲ表明シ且工業活動ノ指數ノ廣汎ナル規模ニ於ケル作成ヲ計畫シ得ルニ至リタル場合ニ於テ右原則中適用シ得ルモノヲ實施スルノ問題ヲ考慮スルコトヲ約ス

#### 第八條

- 一 技術専門家ヨリ成ル一ノ委員會ハ國際聯理事會ト「ジュネーヴ」ノ會議ニ代表者ヲ出セル非聯國ニシテ該國ノ爲批准書又ハ加入書ガ寄託セラレタルモノノ各ヨリノ一名ノ代表者トノ會合ニ於テ任命セラルベシ
- 二 本條ノ前項ニ掲グラルル専門家委員會ハ本條約及其ノ附屬文書ノ規定ニ基キ該委員會ニ委任セラレタル特別ノ任務ノ外本條約ニ掲グラルル種類ノ統計ニ關シ本條約ニ規定セラルル原則及取極ヲ改善シ又ハ擴充スル爲該委員會ノ有益ナリト認ムル提議ヲ爲スコトヲ得右委員會ハ又類似ノ性質ヲ有スル他ノ種類ノ統計ニシテ國際的觀一ヲ確保スルコトガ望マシク且實行シ得ルモノト認メラルモノニ關シ提議ヲ爲スコトヲ得右委員會ハ同一ノ目的ヲ有スル一切ノ提議ニシ

テ何レカノ締約國ノ政府ニ依リ付託セラルルコトアルベキモノヲ審議スベシ

委員會ハ財政又ハ金融（公債、歳入及歳出、銀行業、金融市場、株式取引所等）ニ關スル統計ニ付提議スルコトナカルベク又農業、労働又ハ運輸ニ關スル統計ニ付テハ豫メ適當ナル國際的施設又ハ機關トノ協定ナキ限り提議スルコトナカルベシ

三 國際聯盟理事會ハ國際聯盟ノ聯盟國及非聯盟國ニシテ該國ノ爲批准書又ハ加入書ノ寄託セラレタルモノノ半數以上ニ依リ何時タルヲ問ハズ希望ガ表明セラレタル場合ニ於テハ本條約ノ修正ノ爲及望マシト認メラルトキハ擴充ノ爲會議ヲ招集スルコトヲ要請セラルベシ

#### 第九條

締約國ハ其ノ各自ノ統計部局ガ本條約ノ規定ニ從ヒ該部局ノ作成シ且發表シタル統計表ヲ相互ニ交換スペキコトヲ約ス

#### 第十條

本條約ノ規定ノ解釋又ハ適用ニ關シニ以上ノ締約國間ニ紛爭發生シ且右紛爭ガ直接ニ當事國間ニ於テ又ハ協定ニ到達スル他ノ方法ヲ用フルコトニ依リ解決セラレザルトキハ右當事國ハ友誼的解決ノ目的ヲ以テ和互ノ合意ニ依リ右紛争ヲ第八條ニ掲グラル専門家委員會ニ付託スルコトヲ得

右ノ場合ニ於テハ該委員會ハ當事國ニ對シ其ノ意見ヲ口頭又ハ書面ヲ以テ提出スルコトヲ求ムルヲ得ベク且係争ノ問題ニ付勸告的意見ヲ與フベシ

#### 第十一條

締約國ハ本條約ノ受諾ニ依リ其ノ殖民地、保護領、海外領土又ハ其ノ宗主權若ハ委任統治ノ下ニ在ル地域ノ全部又ハ何レカニ關シ何等ノ義務ヲモ負擔セザル旨ヲ署名、批准又ハ加入ノ際宣言スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本條約ハ右宣言ニ掲グラレタル何レノ地域ニモ適用セラレザルベシ

締約國ハ前項ニ基ク宣言ノ目的ト爲リタル自國ノ地域ノ全部又ハ何レカニ本條約ノ適用セラルルコトヲ欲スル旨ヲ右宣言後何時ニテモ國際聯盟事務總長ニ通告スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本條約ハ國際聯盟事務總長ガ右通告ヲ受領シタル後一年ニシテ右通告ニ掲グラレタル一切ノ地域ニ適用セラルベシ

締約國ハ本條約ガ其ノ殖民地、保護領、海外領土又ハ其ノ宗主權若ハ委任統治ノ下ニ在ル地域ノ全部又ハ何レカニ適用セラレザルニ至ルベキコトヲ欲スル旨ヲ第十六條ニ掲グラル五年ノ期間ノ滿了後何時ニテモ宣言スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本條約ハ國際聯盟事務總長ガ右宣言ヲ受

領シタル後六月ニシテ右宣言ニ掲グラレタル地域ニ適用セラレザルニ至ルベシ  
國際聯盟事務總長ハ本條ニ依リ受領セラレタル一切ノ宣言及通告ヲ國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及第十二條ニ掲グラルル非聯盟國ニ通告スベシ

第十二條

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ本日ノ日附ヲ有スペシ本條約ハ國際聯盟ノ聯盟國又ハ「ジユネーヴ」ノ會議ニ代表者ヲ出セル非聯盟國若ハ署名ノ爲國際聯盟理事會ヨリ條約ノ膳本ヲ送付セラレタル非聯盟國ノ爲ニ千九百二十九年九月三十日迄署名セラルルコトヲ得  
本條約ハ批准セラルベシ批准書ハ國際聯盟事務總長ニ送付セラルベク右事務總長ハ之ガ受領ヲ一切ノ聯盟國及前項ニ掲グラルル非聯盟國ニ通知スベシ

第十三條

本條約ハ千九百二十九年十月一日以後ニ於テハ國際聯盟ノ聯盟國又ハ第十二條ニ掲グラルル非聯盟國ノ爲加入セラルルコトヲ得  
加入書ハ國際聯盟事務總長ニ送付セラルベク右事務總長ハ之ガ受領ヲ一切ノ聯盟國及第十二條ニ掲グラルル非聯盟國ニ通知スベシ

第十四條

本條約ハ國際聯盟事務總長ガ國際聯盟ノ聯盟國又ハ非聯盟國ノ十ヲ下ラザルモノノ爲ノ批准書又ハ加入書ヲ受領シタル後九十日目ヨリ實施セラルベシ

第十五條

第十四條ニ依ル本條約ノ實施後ニ受領セラレタル批准書又ハ加入書ハ國際聯盟事務總長ガ之ヲ受領シタル後九十日目ヨリ其ノ效力ヲ生ズベシ

第十六條

本條約ハ第十四條ニ依ル之ガ實施ノ日ヨリ五年ヲ經過シタル後ハ國際聯盟事務總長ニ寄託セラル文書ニ依リ廢棄セラルルコトヲ得右廢棄書ハ事務總長ニ依ル之ガ受領ノ後六月ニシテ效力ヲ生ズベク且聯盟國又ハ非聯盟國ニシテ該國ノ爲右廢棄書ノ寄託セラレタルモノニ關シテノミ效力ヲ生ズベシ

事務總長ハ受領セラレタル廢棄ヲ一切ノ聯盟國及第十二條ニ掲グラルル非聯盟國ニ通知スベシ  
同時ノ又ハ累次ノ廢棄ノ結果トシテ本條約ニ依リ拘束セラルル聯盟國及非聯盟國ノ數ガ十二滿タザル數ニ減少シタルトキハ條約ハ效力ヲ有セザルニ至ルベシ

二〇

第十七條

締約國ハ本條約ノ適用ニ關スル留保ニシテ本條約議定書ニ掲ゲラレ且該議定書ニ示サルル國ニ付掲ゲラレタルモノヲ受諾スルコトヲ約ス

第十三條ニ基キ本條約ニ加入スルノ意アルモ本條約ノ適用ニ關シ何等カノ留保ヲ爲スコトヲ許サレンコトヲ希望スル國ノ政府ハ其ノ旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告スルコトヲ得ベク右事務總長ハ直ニ右留保ヲ批准書又ハ加入書ガ自國ノ爲寄託セラレタル一切ノ國ノ政府ニ通知シ該政府ガ之ニ對シ何等カノ異議ヲ有スルヤ否ヤヲ照會スペシ事務總長ノ通知ノ日ヨリ六月以内ニ何等ノ異議モ受領セラルコトナキ場合ニ於テハ右留保ハ承認セラレタルモノト認メラルベシ

第十八條

本條約ハ其ノ實施ノ日ニ於テ國際聯盟事務總長ニ依リ登録セラルベシ

右證據トシテ前記全權委員ハ本條約ニ署名セリ

千九百二十八年十二月十四日「ジユネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成ス右本書ハ國際聯盟事務局ノ記錄ニ寄託保存セラルベク且其ノ認證原本ハ國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及第十二條ニ掲ゲラルル非聯盟國ニ送付セラルベシ

獨逸國

ヴァグマン

ドクトル、ブライスキー

奥地利國

ヴァー、ブライスキー

ドクトル、ローテ

リーマー

白耳義國

條約第十一條ニ從ヒ白耳義國代表ハ本條約ノ條項ヨリ生ズル義務ヲ白耳義國領「コンゴー」

二一

殖民地ニ付受諾シ得ザルコトヲ本國政府ノ名ニ於テ宣言ス

アーチュラン

「ブラジル」合衆國

ジー、アーチュランボーザ・カルネイロ

アーチュランボーザ・カルネイロ

「グレート・ブリテン」及北部「アイルランド」竝ニ國際聯盟ノ個個ノ聯盟國ニ非ザル英帝國ノ

部分

予ハ予ノ署名ガ英國皇帝陛下ノ殖民地、保護領又ハ其ノ宗主權若ハ委任統治ノ下ニ在ル地域  
ノ何レヲモ包含セザルコトヲ宣言ス

エス・ジー、チャーチマン

南阿弗利加聯邦

ダニエル、ジー、ドゥ、ヴィリエ

「アイルランド」自由國

セアン、レスター

「ブルガリア」國

ディー、ミチアイコフ

「丁抹國

第十一條ニ從ヒ「グリーンランド」ハ本條約ノ規定ヨリ除外セラルベシ

尙丁抹國政府ハ本條約ノ受諾ニ依リ「フェロエ」諸島ニ關スル統計ニ關シ何等ノ義務ヲモ負  
擔セザルベシ

アドルフ、ジョンセン

「ダンナッヒ」自由市

エー、ストゥルム、デ、ストゥレム

ドクトル、マルティン、フンク

「エジプト」國

ジエームズ、アイ、クレーラ

ヘネン、ジー、ヘネン

「エストニア」國

政府ノ承認ヲ條件トシテ

アルバート、ブレリツ

「フィンランド」國

ルドルフ、ボルスティ

マルティ、コヴェロ

ウエルネル、リンドウグレン

佛蘭西國

本條約ニ署名スルニ當リ佛蘭西國ハ其ノ受諾ニ依リ其ノ殖民地、保護領及其ノ宗主權又ハ委任統治ノ下ニ在ル地域ノ全部ニ關シ何等カノ義務ヲ負擔スルモノト了解セザルコトヲ宣言ス

エム、ユーベル

ゲイヨン

ディー、ビグラス

政府ノ承認ヲ條件トシテ

希臘國

「ハンガリー」國

ジュール、ドゥ、ケンコリー・テーゲ

伊太利國

本條約ノ受諾ニ依リ伊太利國ハ第十一條第一項ニ掲グラルル其ノ殖民地、保護領及他ノ地域ニ關シ何等カノ義務ヲ負擔スルモノト了解セズ

コラド、ジニ

日本國

本條約第十一條ニ依リ日本國政府ハ其ノ本條約ノ受諾ガ左ニ掲グラルル地域ニ及バザルコトヲ宣言ス

朝鮮、臺灣、樺太、關東州租借地及日本國ガ委任統治ヲ行フ地域

伊藤述史

「ラトヴィア」國

政府ノ承認ヲ條件トシテ チャールズ、ドゥズマンス

「ルクセンブルグ」國

「シアルル、ヴェルヌール」

諸威國

グンナル、ヤーン

和蘭國

本條約ノ受諾ニ依リ和蘭國ハ蘭領印度、「スリナム」及「キュラソー」ニ關シ何等カノ義務ヲ負擔スルモノト了解セズ

ハー、ガエー、メトルスト

エル、ベー、ドゥ、ブシ一

「ボーランド」國

エー、ストウルム、デ、ストウルム

「ボルトガル」國

第十一條ノ規定ノ條項ニ依リ「ボルトガル」國代表ハ本條約ガ「ボルトガル」國ノ殖民地ニ適用セラレザルコトヲ其ノ政府ノ名ニ於テ宣言ス

エフ、デ、カルヘイロス、エ、メネゼス

カシミロ、アントニオ、チアンビカ、ダ、フィンセカ

「ルーマニア」國

セー、アントニアード

「セルブ、クロアート、スロヴェース」王國

コンスタンティン、フォティチ

ドクトル、マックス、ビルコヴィチ

ラザレ、エム、コステイチ

瑞典國

ケー、アイ、ウエストマン

瑞西國

ヴェー、ストゥキ

ヨット、ロレンツ

カー、アーフクリン

「チエラコスロヴェニア」國

ドクトル、ヨス、ムラーズ

ドクトル、ヨセフ、リーバ

チリル、ホラー・チャック

## 議定書

本日附ノ條約ニ署名スルニ當リ下名ノ全權委員ハ本議定書第一編ニ掲ゲラルル本條約ノ諸規定ノ解釋ヲ協定シタルコト及右條約ノ第十七條第一項ニ依リ爲サレタル留保ニシテ本議定書第二編ニ掲ゲラルルモノヲ受諾スルコトヲ宣言ス

### 第一編

左ノ如ク協定ス

- (一) 本條約ノ何レノ規定モ萬國農事協會ノ權限ヲ制限シ又ハ之ニ影響ヲ及ボスモノト解セラレザルベシ
- (二) 本條約ノ何レノ規定モ個個ノ設備ニ關スル情報ヲ漏洩スルノ結果ヲ來スベキ細目ヲ作成シ又ハ發表スルノ義務ヲ課スルモノニ非ズ
- (三) 本條約ノ規定ハ何レノ締約國ニ付テモ不可抗力又ハ國ノ安全ニ影響ヲ及ボス重大ナル事件ノ場合ニ於テ能フ限り制限セラレタル期間内且事情ノ必要トスル限度迄例外トシテ之ヲ停止スルコトヲ得

- (四) 第二條一(イ)ノ規定ハ特殊ノ種類ノ貨物ニ付其ノ數量ノ記載ガ統計上ノ目的ノ爲實際的效用アル何等ノ情報ヲモ與ヘザル場合ニ於テハ數量ノ示サルベキコトヲ要求スルモノニ非ズ
- (五) 第二條一(イ)ニ依リ要求セラル毎月ノ統計表ニ於テハ
- (六) (イ) 物品ノ列舉及之ニ關スル資料ハ要略セラレタル形式ヲ以テ之ヲ示スコトヲ得  
 (ロ) (イ) 供給セラルル情報ハ一國ノ外國貿易ニシテ比較的ニ重要ナラザルモノニ付テハ要略ノモノタルコトヲ得
- (七) 第二條三ノ(甲)ニ掲グラル萬國農事協會ノ提議ハ該協會ノ第九回總會ニ依リ採擇セラレタル提議ニシテ右提議ハ情報及參考トシテ第六附屬書ニ轉載セラル又萬國農事協會ノ總會ガ右提議ヲ修正スル場合ニ於テハ締約國ハ之ニ加ヘラレタル如何ナル修正ヲモ採用スルコト自由タルベシ
- (八) 第二條五ノ(乙)及(丙)ノ規定ハ小企業ニ付見積ノ使用ヲ拒否スルモノト認メラルベキモノニ非ズ
- (九) 地域ノ廣袤、工業ノ點在及右工業ト其ノ市場トヲ隔ツル距離ノ如き地方的事情ニ鑑ミ卸賣價格ノ指數ノ毎月ノ作成ガ實行セラレ得ザル國ニ於テハ右指數ノ毎三月ノ發表ハ第二條六ノ要件ニ適合スルモノト看做サルベシ
- 第二編
- 左ニ掲グラル留保ハ受諾セラレタリ
- (一) 第二條三(乙)
- 「トルコ」國 本號ニ規定セラル統計表ハ「トルコ」國ニ於テハ成ルベク短キ期間ヲ以テ作成セラレ且發表セラルベキモ毎年要求セラレザルベシ
- 南阿弗利加聯邦 統計表ハ土人ノ農場、土人ノ保留地、黑人ノ所有地及布教師駐在地ニ於ケル栽培面積ニ關スル情報ヲ掲ゲザルベシ
- (二) 第二條三(戊)
- 「ブラジル」國 本規定ハ「ブラジル」國ニ適用セラレザルベシ
- (三) 第二條四(二)(イ)
- 日本國 鑄ノ選定ハ日本國政府ノ裁量ニ委セラルベシ

三二

(四) 第二條(五)ノ(乙)及(丙)

「ダンチッヒ」自由市、希臘國、「ボルトガル」國及「トルコ」國 本諸號ニ規定セラルル統計表ハ要  
求セラレザルベシ

(五) 第二條六

「ボルトガル」國 指數ノ毎月ノ發表ハ近キ將來ニ於テハ要求セラレザルベシ

(六) 第三條第二項

「メキシコ」國及「トルコ」國 本項ハ義務トシテ適用セラレザルベキモ勸告トシテ適用セラルベシ

右證據トシテ下名ハ本議定書ニ署名セリ

千九百二十八年十二月十四日「ジュオーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成ス右本書ハ國際聯盟事務局ノ記  
錄ニ寄託セラルベク且其ノ認證體本ハ國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及會議ニ代表者ヲ出セル非聯盟國  
ニ送付セラルベシ

000-1198

獨逸國

ヴァグマン

ドクトル、プラツァー

奥地利國

ゲーテ、ブライスキー

ドクトル、ローテ

リーマー

白耳義國

アーチ、ジニラン

「ブラジル」合衆國

ジー、アーチ、バルボーザ・カルネイロ

アーチ、カヴァルカンチ、アルブケルク、デ、グスマヤオ

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」貢ニ國際聯盟ノ個個ノ聯盟國ニ非ザル英帝國ノ一切  
ノ部分

エス、ジー、チアマン

南阿弗利加聯邦

ダニエル、ジー、ド、ヴィリエ

「アイルランド」自由國

セアン、レスター

「ブルガリア」國

ディー、ミチアイコフ

丁抹國

アドルフ、ジエンゼン

「ダンチッヒ」自由市

エー、ストゥルム、デ、ストーレム  
ドクトル、マルティン、フンク

「エジプト」國

ジエームズ、アイ、クレーティング

ヘネン、ジー、ヘネン

「エストニア」國

政府ノ承認ヲ條件トシテ

アルバート、ブレリツ

「フィン蘭ド」國

ルドルフ、ホルステイ

マルコ、コヴェロ

ウエルネル、リンド、グレン

佛蘭西國

エム、ユーベル

ゲイヨン

希臘國

「ハンガリー」國

ジユール、ドロ、ケンコリー・テーゲ

伊太利國

コラド、ジニ

日本國

伊藤述史

「ラトヴィア」國

政府ノ承認ヲ條件トシテ チャールズ、ドゥズマンス

「ルクセンブルグ」國

シャルル、ゼー、ヴュルメール

諾威國

グンナル、ヤーン

和蘭國

ハーベ、ヴェー、メトルスト

エル、ベー、ド、ブシー

「ボーランド」國

エリ、ストゥルム、デ、ストゥレム

「ボルトガル」國

エフ、デ、カルヘイロス、エ、メネゼス

カシミロ、アントニオ、チアンビカ、ダ、フォンセカ

「ルーマニア」國

セー、アントニアード

「セルブ、クロアート、スロヴェーナ」王國

コンスタンティン、フォティチ

ドクトル、マクス、ビルゴヴィチ

ラザレ、エム、コステチ

瑞典國

ケー、アイ、ウーストマン

瑞西國

グエー、ストラッキ

ヨット、ロレンツ

カー、アックリン

「チエラコスロヴァキア」國

ドクトル、ヨス、ムラーズ

ドクトル、ヨセフ、リーバ

チリル、ホラー・チエコク

## 第一附屬書

### 外國貿易統計

(第三條參照)

#### 第一編

一 外國貿易ノ統計ハ左ニ示サルルニ方法ノ一二依リ作成セラルベシ

(イ) 特別貿易ノ統計表ガ單獨ニ又ハ一般貿易ノ統計表ト共ニ作成セラルル場合

特別輸入ハ統計ノ適用セラルル地域ニ於ケル國內消費ノ爲ノモノトシテ申告セラレタル一切ノ貨物及右地域ニ於ケル變形、修繕又ハ加工ノ爲ノモノトシテ申告セラレタル(「改良貿易」及「修繕貿易」ニ通常適用セラルル條件ニ於テ)一切ノ貨物ヲ包含スペシ改裝、仕分又ハ調合ハ右變形又ハ加工ヲ構成スルモノニ非ズ  
特別輸出ハ統計ノ適用セラルル地域内ニ於テ生産セラレ又ハ該地域内ニ於テ内國化セラレタル一切ノ輸出貨物ヲ包含スペシ

内國化セラレタル貨物トハ課セラルルコトアルベキ税金アルトキハ之ヲ支拂ヒタル後輸入者ノ自由處分ニ委セラレタル輸入貨物又ハ變形、修繕若ハ加工ヲ施サレ且之ガ爲一時無税輸入ヲ許サレタル輸入貨物ヲ意味スト解セラルベシ

特別輸入及特別輸出ハ左記五(三)ニ定義セラルル通過貿易ノ何レノ部分ヲモ包含セザルベシ

一般貿易ハ輸入ニ關シテハ統計ノ適用セラルル地域外ノ一切ノ地域ヨリ來ル一切ノ商品ヲ又輸出ニ關シテハ統計ノ適用セラルル地域ヲ該地域外ノ仕向地ニ向ケ出ヅル一切ノ商品ヲ包含スト解セラルベシ但シ直接ニ通過シ又ハ港ニ於テ單ニ積換ヘラルル保税貨物ハ除外セラルベシ

(一)間接通過貿易及(二)直接通過貿易（積換貿易ヲ含ム）ニ關スル國別ノ細目ハ別別ノ表ヲ以テ示サルベシ貨物ノ數量ハ總重量ニ依リ記載セラルベク右記載ヲ爲シ得ザル場合ニ於テハ他ノ何レカノ計量方法（價格ニ依ル計量方法ヲ含ム）ヲ採用スルコトヲ得但シ使用セラレタル方法ハ統計表ニ記載セラルベキモノトス

「改良貿易」及「修繕貿易」ヲ示ス表ガ作成セラルルトキハ貨物ノ種類毎ノ全價格（各場合

ノ必要ニ應ジ貨物ノ原始價格又ハ原價格ニ加工及材料ノ價格ヲ加ヘタルモノ）ハ右地域ニ到著セルトキ及之ヨリ發送セラレタルトキノ双方ニ於テ示サルベシ

(ロ)輸入ノ統計表ガ單ニ總輸入ノミニ關係シ且右輸入貨物ノ再輸出モ亦示サルル場合  
總輸入ハ前記(イ)ニ掲ゲラルル一般輸入貿易ノ定義ニ從フベシ

輸出及再輸出ハ別別ニ示サルベシ

統計ノ適用セラルル地域ヨリ發送セラレタル一切ノ貨物ニシテ(一)該地域内ニ於テ生產セラレ又ハ(二)該地域ニ輸入セラレタル後該地域内ニ於テ變形セラレ、修繕セラレ若ハ加工セラレタルモノハ輸出トシテ示サルベシ

統計ノ適用セラルル地域ニ輸入セラレ且爾後何等ノ變形、修繕又ハ加工ヲモ爲サレズシテ右地域ヨリ輸出セラレタル一切ノ貨物（直接ニ通過スルモノ及稅關ノ監視ノ下ニ港ニ於テ積換ヘラルルモノヲ除外ス）ハ再輸出トシテ示サルベシ

改裝、仕分及調合ハ變形又ハ加工ヲ構成スルモノニ非ズ

直接通過貿易（積換貿易ヲ含ム）ハ前記(イ)ニ規定セラルル方法ニ依ル別別ノ統計表ノ目的ト爲ルベシ

「改良貿易」及「修繕貿易」ヲ示ス表ガ作成セラルトキハ貨物ノ種類毎ノ全價格ハ前記

(イ)ニ規定セラルル方法ニ依リ示サルベシ

二 所謂「申告價格」即チ個個ノ取引ニ付輸入者及輸出者（又ハ其ノ正當ニ承認セラレタル代理者）ニ依リ申告セラレタル價格ニ依ル評價ノ制度ハ維持セラレ又ハ設定セラルベシ尙外國貿易ノ統計ノ正確ヲ期スル爲右價格ハ審査及組織的ノ照合ニ付セラルベシ

三(イ) 右目的ノ爲ニハ國境（各場合ニ從ヒ陸境又ハ海境）渡價格即チ輸入ニ付テハ仕出地渡價格ニ該仕出地ヨリ輸入國ノ國境迄ノ運送及保險ノ費用ヲ加ヘタル價格又輸出ニ付テハ輸出國ノ國境ニ於ケル甲板渡又ハ鐵道若ハ道路ノ車輛渡ノ價格ヲ使用スベシ

輸入ニ付テハ輸入國ニ於テ課セラルル輸入稅、内國稅及類似ノ課金ハ價格ヨリ除外セラルベシ輸出ニ付テハ輸出國ニ於テ課セラルル輸出稅、内國稅及類似ノ課金ハ輸出セラレタル貨物ニ現實ニ課セラレタル儘ナル限り包含セラルベシ

(ロ) 何レカノ國ニ於テ輸入又ハ輸出ニ對シ從價稅ガ課セラルルトキハ右稅金ノ調定ニ關スル該國ノ財政法令ニ定メラルル方法ニ從ヒ確定セラレタル價格ハ前記(イ)ニ定義セラルル價格ト異ナルコトアル場合ニ於テモ輸入又ハ輸出ノ統計ノ爲使用セラルルコトヲ得同様ニ右何レカ

ノ國ニ於テハ同一ノ方法ノ適用ニ依リ確定セラレタル價格ハ稅金ヲ課セラレザル貨物又ハ從量稅ヲ課セラルル貨物ニ付使用セラルルコトヲ得右方法ガ何レカノ國ニ於テ用ヒラルルトキハ該國ノ統計ニハ採用セラレタル評價方法ヲ明瞭ニ示スベク且前記(イ)ニ記載セラルル評價方法ヲ基礎トスル價格ノ少クトモ毎年ノ且能フ限り詳細ナル見積ヲ示スコトヲ要ス

四 各貨物ノ數量ノ記載セラルル一又ハ數箇ノ計量ノ單位（重量、長サ、面積、容積等）ハ正確ニ定義セラルベシ

何レカノ種類ノ貨物ノ數量ガ重量以外ノ一又ハ數箇ノ計量單位ヲ以テ示サルルトキハ各單位又ハ數箇ノ單位ノ倍數ノ平均重量ノ見積ヲ每年ノ統計表ニ示スベシ

重量ニ付テハ同一ノ用語ガ異リタル種類ノ貨物ニ適用セラルル場合ニ於テ異リタル意義ヲ有スルコトヲ充分考慮シテ「總重量」、「純重量」及「法定純重量」ノ如キ用語ノ意義ニ關スル正確ナル定義ヲ示スベシ

五(一) 一國ノ統計地域トハ一切ノ關稅領域、稅關ノ又ハ稅關ノ監視ノ下ニ在ル一切ノ保稅倉庫及上屋並ニ該國ニ屬スル一切ノ自由港及自由地帶ト解セラルベシ

(二) 二以上ノ國ガ一ノ關稅同盟ヲ組織シ且右同盟ノ全體ニ關スル貿易統計ガ發表セラルルトキ

ハ統計ノ適用セラルル地域ハ右同盟ヲ組成スル一切ノ國ノ地域ヲ合シタルモノタルコトヲ得

右定義ハ關稅地域ガ接壤セザル地域ヨリ成ルトキハ右關稅地域ノ全部ニ關スル統計ノ代ニ右接壤セザル地域ニ關スル別別ノ統計ヲ發表スルコトヲ妨グルモノト解セラレザルベシ

(三)「通過貿易」トハ左ニ定義セラレタル一切ノ直接及間接ノ通過貿易ノ合計ナリト解セラルベシ

統計ノ適用セラルル地域（右ニ定義セラレタル）ノ直接通過貿易ハ輸入者ノ自由處分ニ委セラレ又ハ庫入セラルルコトナクシテ單ニ運送ノ爲ニ該地域ヲ通過スル一切ノ貨物ヲ包含スト解セラルベシ

何レカノ地域ノ間接通過貿易ハ右地域外ノ地域ヨリ來ル一切ノ貨物ニシテ統計ノ適用セラル地域（右ニ定義セラレタル）ニ含マルル現實ノ又ハ推定ノ保稅倉庫又ハ上屋ニ庫入セラレ且爾後輸入者ノ自由處分ニ委セラルルコトナク又改裝、仕分又ハ調合以外ノ變形、修繕又ハ加工ヲ爲サルコトナクシテ右場所ヨリ輸出セラルルモノヲ包含スト解セラルベシ

六 本條約ニ依リ要求セラルル國別ノ貿易統計表ニ示サルベキ統計地域ハ本附屬書ノ第二編ヲ成

ス表ト一致スベシ

締約國ノ何レノ一國モ生ズルコトアルベキ變更ヲ考慮シテ本附屬書ノ第二編ヲ修正スル爲必要ナル指置ヲ執ルコトヲ何時ニテモ國際聯盟事務總長ニ要請スルコトヲ得

第八條ニ規定セラル専門家委員會ハ國別ノ外國貿易ノ統計ニ明示セラルベキ個個ノ又ハ一括セラレタル統計地域ノ最少限度ノ表ヲ其ノ任命後成ルベク速ニ作成スベシ但シ右最少限度ノ項目ニシテ本附屬書ノ第二編ヲ成ス表ニ掲ゲラルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

各種ノ貨物ニ付該貨物ノ貿易ノ行ハルル相手國ヲ示ス統計表ニ於テハ右貿易ガ重要ナルモノタラザル諸國ハ「其ノ他ノ諸國」ナル項ノ下ニ一括セラレ右以上ノ細記ヲ加ヘラレザルコトヲ得掲地選擇船荷證券ヲ以テ委託セラレタル貨物及「指圖式」船貨ハ「指圖式」委託トシテ別別ニ示サルベシ

七 正確ナル貨幣統計ガ特ニ重要ナルニ鑑ミ（一）金貨（二）金ノ條（銀行間ノ取引ニ於テ受領セラレ得ル形狀ニ於ケル）及（三）他ノ金ノ輸入及輸出ヲ重量及價格ノ双方ヲ以テ別別ノ表ニ依リ示ス統計表ヲ作成スベシ

八 船用燃料ノ貿易ガ重要ナルモノタル國ニ付テハ外國貿易ニ從事スル船舶ニ對シ該船用トシテ  
當該國ノ港ニ於テ供給セラレタル船用石炭及他ノ船用燃料ノ見積ノ又ハ確定ノ數量（及能フ限  
リ價格）ヲ示ス統計表ヲ作成スペシ内國船舶及他ノ船舶ニ對スル供給ハ能フ限リ別別ニ示サル  
ベシ海港ニ非ザル港ニ於ケル船用燃料ノ供給ハ該港ニ於ケル船用燃料ノ貿易ガ重要ナルモノタ  
ル場合ニ於テノミ右統計表ニ包含セラルコトヲ要求セラルベシ

九 本條約ノ規定ニ依リ要求セラル外國貿易ノ統計表ノ作成ニ當リテハ

(一) 左記ハ除外セラルベシ

(イ) 輸出ニ付テハ内國船舶ニ供給セラル船用品

(ロ) 輸入ニ付テハ陸揚セラル國ニ依リ其ノ内國生産品ト認メラル水產物

(二) 左記ハ除外セラルコトヲ得

商取引ヲ生ゼザル貨物ノ一時的又ハ永久的ナル輸入及輸出

(イ) 輸出ニ付テハ外國船舶ニ供給セラル船用品

(ハ) 微少ナル數量ニ於テ輸入セラレ又ハ輸出セラル貨物ニシテ右數量ガ該特定貨物ノ貿易  
ノ全體ニ比較シ介意ノ要ナシト認メラレ得ルモノ

十 本條約ノ規定ニ依リ要求セラル外國貿易ノ統計表ノ作成ニ當リテハ曆年（一月一日ヨリ十  
二月三十一日ニ至ル）及曆月ヲ使用スペシ

尤モ曆年ト共ニ曆年ト異リタル統計年度ヲ本條約ノ適用セラル何レノ國ニ於テモ維持スルコ  
トヲ得

第二編

國名表

(統計ノ適用セラルル地域)

註 「包含地域」ノ欄ニ示サルル包含地域ハ「左記ヨリ成ル」ナル語ヲ冠セラレザル限り全部  
ヲ盡スモノニ非ズ

| 番號 | 國<br>(統計地域) | 包<br>含<br>地<br>域  |
|----|-------------|---|
| 一  | 「アルバニア」     | 「ユングホルツ」及「ミッテルベルグ」(奥地利國ノ關稅領外<br>區域)左記ヲ包含セズ<br>「ザール」「ヘリゴランド」及「バー・デン」關稅領外區域 |
| 二  | 「獨逸」        | 「ヘリゴランド」  |
| 三  | 歐羅巴洲        |   |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 一〇 | 「バーデン」關稅領外區域<br>「アンドラー」                | 左記ヲ包含セズ<br>「リヒ텐スターイン」「ユングホルツ」(「ティロール」内ノ)<br>及「ミッテルベルグ」(「フォラルベルグ」内ノ) |
| 一一 | 「奥地利」<br>「ダンチッヒ」自由市<br>十六番參照<br>西班牙    | 左記ヨリ成ル<br>(イ)白耳義國<br>(ロ)「ルクセンブルグ」國                                  |
| 一二 | 「アエロエ」諸島<br>「ダンチッヒ」自由市<br>十六番參照<br>西班牙 | 左記ヲ包含セズ<br>「グリーンランド」及「フェロエ」諸島                                       |
| 一三 |  | 左記ヲ包含セズ   |

- 「カナリー」諸島、「シーラ」及「アンドラ」  
「エストニア」  
「フィンランド」  
「佛蘭西」  
「モナコ」、「ザール」  
左記ヲ包含セズ  
「アルジェリア」及「アンドラ」  
「クリート」、「サモス」、「レムノス」、「カイオス」、「ミティ  
リニ」、「マウント、エーソス」  
「モナコ」、「ザール」  
左記ヲ包含セズ  
「イルランド」自由國  
「アイスランド」  
「ハンガリー」  
「アイスランド」  
「モナコ」、「ザール」  
左記ヲ包含セズ  
「サン、マリノ」  
「エーザ」海諸島

- 二〇 伊領「エーゲ」海諸島  
「ラトヴィア」  
「リスニア」  
「ルクセンブルグ」第七番  
参考  
二一 諸威  
二二 和蘭  
二三 「スピツベルゲン」(ス  
　　ガルバード)  
二四 「ボーランド」—「ダンチ  
　　ヒ」  
二五 「ボーランド」—「ダンチ  
　　ヒ」  
二六 「ボーランド」—「ダンチ  
　　ヒ」  
二七 「スビツベルゲン」(ス  
　　ガルバード)  
二八 左記ヨリ成ル  
近畿諸島  
二九 (ロ)(イ) 「ボーランド」國  
　　「ダンチヒ」自由市  
三〇 伊領「エーゲ」海諸島  
「ラーヴ」、「コス」、「レロ」、「カリムノス」、「シミー」  
「スカルバント」、「カステルロッソ」及他ノ數島  
「メーメル」、「クライベダ」  
左記ヲ包含セズ  
「スピツベルゲン」  
左記ヨリ成ル  
「ボーランド」國  
　　「ダンチヒ」自由市

二七

「ボルトガル」

「マディラ」及「アゾレス」

左記ヲ包含セズ

二八

「ルーマニア」

左記ヨリ成ル

二九

「グレート、ブリテン」及北  
部「アイルランド」聯合王「イングランド」、「スコットランド」、「ウェールズ」、北部  
「アイルランド」及「アイル、オヴ、マン」

三〇

英佛海峡諸島

「ゴツ」と及「コミノ」

三一

「マルタ」

「ジブラルタル」

三二

「ザール」第十四番参照

「ゾツ」と及「コミノ」

三三

「セルブ、クロアート、スロ  
ヴェーネ」王國

「リセテンスタイン」

三四

瑞典

「ゴツ」と及「コミノ」

三五

瑞典

「リセテンスタイン」

三六 「チラコスロヴィキア」

三七 「トルコ」

三八 「ソヴィエト」社會主義共和  
國聯邦（露西亞）

左記ヨリ成ル

(イ) 欧羅巴「トルコ」

(ロ) 亞細亞「トルコ」（「インブルス」、「テネドス」及「ラ  
ピット」諸島ヲ含ム）

左記ヨリ成ル  
 (イ) 露西亞社會主義聯合「ソヴィエト」共和國ノ歐羅巴  
洲ニ屬スル部分（即チ「ウラル」山脈ノ西）並ニ白露西  
亞及「ウクライナ」ノ「ソヴィエト」社會主義共和國  
(ロ) 露西亞社會主義聯合「ソヴィエト」共和國ノ亞細亞洲  
ニ屬スル部分（即チ「ウラル」山脈ノ東）並ニ「トラ  
ンスコーカシア」（「アルメニア」、「ジョージア」及「ア  
ゼルバイジャン」）、「ターキュニスタン」（「ターコマン」  
「ソヴィエト」社會主義共和國）—「アシハバード」  
「マルグ」等）及「ウズベキスタン」（「ウズベク」「ソヴィ  
エト」社會主義共和國）—「サマルカンド」等）ノ「ソ  
ヴィエト」社會主義共和國

亞細亞洲

五四

三九 「アフガニスタン」

四〇 「ブータン」

四一 支那

（青島）

關東州（日本國租借地一大連等）、天津（伊太利國租界）、  
滿洲、新疆（伊犁、喀什噶爾及支那土耳其斯坦）及膠州灣

（青島）  
英吉利國、佛蘭西國及「ボルトガル」國ノ租界及屬地、  
蒙古、西藏並ニ「シキム」

左記ヲ包含セズ

内蒙古及外蒙古即チ北西蒙古（庫倫等）

左記ヨリ成ル

四二 蒙古

「ハドラマウト」

四三 「ヘヂアーズ」及「ネジド」

四五 「イラク」

日本

樺太（日本國領「サガレン」）、千島及沖繩（琉球諸島）

左記ヲ包含セズ  
朝鮮、臺灣、關東州及委任統治ノ下ニ在ル太平洋諸島

澎湖諸島

四七 朝鮮  
四八 臺灣  
四九 「クウェイト」

五〇 「ネバール」

五一 「オマーン」

五二 「バーレスクタイン」

五三 「ベルシア」

五四 「シリア」

五六 西藏

左記ヨリ成ル

「シリア」、「グレート、レバノン」、「アラウイット」地域及

「ジーベル、ドゥリーズ」地域

五五

五七 「オーネン」  
英國ノ左ノ自治領、殖民地等

五八 「アデン」  
「アゼン」  
「ソコトラ」

五九 「バーレン」諸島  
英領北「ボルネオ」

六〇 「ブルネイ」  
「セイロン」  
「サイプラス」

六一 「マルダイヴ」諸島  
香港

六二 「ティール」  
「スワット」  
「バジール」  
「チトラ

六三 「ラカンド」  
「ティール」  
「スワット」  
「バジール」  
「チトラ

六四 「マラカダム」  
印度

六五 「ラッカダイヴ」  
「アンダマン」  
及「ニコバ」ノ諸島  
新地域、舊九龍及新九龍

六六 「マルタ」  
「カイバ」  
「クラム」  
「ワジリスタン」  
「ビルマ」  
「バルチスタン」  
印度人(土人)諸國、國境諸國及土族地域(「ラス、ベラ」、「ケラート」、「ティラー」、「マラカンド」、「ティール」、「スワット」、「バジール」、「チトラ

六七 「シキム」  
「トワング」  
「ナガ、ヒル」及「ミシュミ、ヒル」  
「カレニー」及「シン」諸國  
「ラッカダイヴ」  
「アンダマン」  
及「ニコバ」ノ諸島  
左記ヲ包含セズ  
佛領及「ボルトガル」國領ノ屬地並ニ「アデン」及其ノ附屬地  
新地域、舊九龍及新九龍

六八 「ヨーロッパ」  
「カイバ」  
「クラム」  
「ワジリスタン」  
「ビルマ」  
「バルチスタン」  
印度人(土人)諸國、國境諸國及土族地域(「ラス、ベラ」、「ケラート」、「ティラー」、「マラカンド」、「ティール」、「スワット」、「バジール」、「チトラ

六九 「シキム」  
「トワング」  
「ナガ、ヒル」及「ミシュミ、ヒル」  
「カレニー」及「シン」諸國  
「ラッカダイヴ」  
「アンダマン」  
及「ニコバ」ノ諸島  
左記ヲ包含セズ  
佛領及「ボルトガル」國領ノ屬地並ニ「アデン」及其ノ附屬地  
新地域、舊九龍及新九龍

七〇 「ヨーロッパ」  
「カイバ」  
「クラム」  
「ワジリスタン」  
「ビルマ」  
「バルチスタン」  
印度人(土人)諸國、國境諸國及土族地域(「ラス、ベラ」、「ケラート」、「ティラー」、「マラカンド」、「ティール」、「スワット」、「バジール」、「チトラ

七一 「ヨーロッパ」  
「カイバ」  
「クラム」  
「ワジリスタン」  
「ビルマ」  
「バルチスタン」  
印度人(土人)諸國、國境諸國及土族地域(「ラス、ベラ」、「ケラート」、「ティラー」、「マラカンド」、「ティール」、「スワット」、「バジール」、「チトラ

七二 「ヨーロッパ」  
「カイバ」  
「クラム」  
「ワジリスタン」  
「ビルマ」  
「バルチスタン」  
印度人(土人)諸國、國境諸國及土族地域(「ラス、ベラ」、「ケラート」、「ティラー」、「マラカンド」、「ティール」、「スワット」、「バジール」、「チトラ

七三 「ヨーロッパ」  
「カイバ」  
「クラム」  
「ワジリスタン」  
「ビルマ」  
「バルチスタン」  
印度人(土人)諸國、國境諸國及土族地域(「ラス、ベラ」、「ケラート」、「ティラー」、「マラカンド」、「ティール」、「スワット」、「バジール」、「チトラ

七四 「ヨーロッパ」  
「カイバ」  
「クラム」  
「ワジリスタン」  
「ビルマ」  
「バルチスタン」  
印度人(土人)諸國、國境諸國及土族地域(「ラス、ベラ」、「ケラート」、「ティラー」、「マラカンド」、「ティール」、「スワット」、「バジール」、「チトラ

七五 「ヨーロッパ」  
「カイバ」  
「クラム」  
「ワジリスタン」  
「ビルマ」  
「バルチスタン」  
印度人(土人)諸國、國境諸國及土族地域(「ラス、ベラ」、「ケラート」、「ティラー」、「マラカンド」、「ティール」、「スワット」、「バジール」、「チトラ

七六 「ヨーロッパ」  
「カイバ」  
「クラム」  
「ワジリスタン」  
「ビルマ」  
「バルチスタン」  
印度人(土人)諸國、國境諸國及土族地域(「ラス、ベラ」、「ケラート」、「ティラー」、「マラカンド」、「ティール」、「スワット」、「バジール」、「チトラ

|    |                                    |
|----|------------------------------------|
| 六八 | 威海衛                                |
| 六九 | 合衆國ノ左ノ屬地<br>「フィリピン」                |
| 七〇 | 佛蘭西國ノ左ノ殖民地等<br>印度ニ於ケル佛領屬地          |
| 七一 | 佛領印度支那<br>和蘭國ノ左ノ海外領土               |
| 七二 | 蘭領東印度<br>「ボルトガル」國ノ左ノ殖民地            |
| 七三 | 印度ニ於ケル「ボルトガル」國ノ屬地<br>「マカオ」         |
| 七四 | 蘭領「ニュー、ギニア」<br>「タイバ」島及「コローアヌ」島     |
| 七五 | 「ボルトガル」領「ティモール」                    |
| 七六 | 「エジプト」<br>「シナイ」半島<br>左記ヲ包含セズ       |
| 七七 | 「エテ（オビア）」（即チ「アビシニア」）<br>「リベリア」     |
| 七八 | 「モロッコ」 西班牙國ノ衛城地及地帶<br>「タンジール」      |
| 七九 | 及「ベニコン・デ・ラ・ゴメラ」<br>左記ヲ包含セズ         |
| 八〇 | 「モロッコ」 佛蘭西國ノ保護領<br>「モロッコ」 佛蘭西國ノ保護領 |

|                                       |                          |
|---------------------------------------|--------------------------|
| 八一                                    | 「モロッコ」 「タンジール」           |
| 八二                                    | 「アンゴラ、エジプシャン、<br>ヌーダン」   |
| 八三                                    | 白耳義國ノ左ノ殖民地及委<br>任統治地域    |
| 八四                                    | 英國ノ左ノ自治領、殖民地、<br>委任統治地域等 |
| 八五                                    | 白領「コンゴー」                 |
| 八六                                    | 「ルアンダ・ウルンディ」<br>(委任統治地域) |
| 八七                                    | 英國ノ左ノ自治領、殖民地、<br>委任統治地域等 |
| 八八                                    | 「ガンビア」                   |
| 八九                                    | 「シエラ・リオニ」                |
| 九〇                                    | 「ガーナ、コートジボワール」           |
| 九一                                    | 「ナイジリア」                  |
| 九二                                    | 英國ノ「トーゴーランド」<br>委任統治地域   |
| 九三                                    | 英國ノ「カメルーンズ」<br>委任統治地域    |
| 九四                                    | 英國ノ「トーゴーランド」<br>委任統治地域   |
| 英國ノ「トーゴーランド」 委任統治地域                   |                          |
| 「ラズス」                                 |                          |
| 左記ヲ包含セズ                               |                          |
| 英國ノ「カメルーンズ」 委任統治地域                    |                          |
| 英國ノ「カメルーンズ」 委任統治地域                    |                          |
| 「アゼンション」                              |                          |
| 「トリスタン・ダ・クンハ」                         |                          |
| 「南阿弗利加聯邦」                             |                          |
| 「ベキュアナランド」 保護領、「パストラント」 及「スワ<br>ジランド」 |                          |
| 左記ヲ包含セズ                               |                          |
| 「南西阿弗利加委任統治地域及「ワルヴィス」 澄               |                          |
| 「ワルヴィス」 澄                             |                          |
| 南西阿弗利加委任統治<br>地域                      |                          |

|     |                |
|-----|----------------|
| 九五  | 南部「ロー・デ・シア」    |
| 九六  | 北西「ロー・デ・シア」    |
| 九七  | 北東「ロー・デ・シア」    |
| 九八  | 英領「ナイアサランド」    |
| 九九  | 「ケニア」及「ウガンダ」   |
| 一〇〇 | 「タンガニーカ」委任統治地域 |
| 一〇一 | 「ザンジバル」        |
| 一〇二 | 英領「スマリランド」     |
| 一〇三 | 「ソコトラ」         |
| 一〇四 | 「モーリシウス」       |
| 一〇五 | 「セイシェルズ」       |

左記ヨリ成る  
北部「ロー・デ・シア」ノ「ザンベシ」河流域  
左記ヨリ成る  
北部「ロー・デ・シア」ノ「コンゴー」河流域  
附屬地（「ロドリグス」、「ディエゴ・ガルシア」等）  
附屬地（「アミラント」等）

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 一〇六 | 西班牙國ノ左ノ殖民地等<br>「リオ・デ・オロ」       |
| 一〇七 | 「カナリー」諸島                       |
| 一〇八 | 西領「ギニア」                        |
| 一〇九 | 佛蘭西國ノ左ノ殖民地、委任統治地域等<br>「アルジェリア」 |
| 一一〇 | 「チュニス」                         |
| 一一一 | 「モーリタニア」                       |
| 一二二 | 「セネガル」                         |
| 一二三 | 佛領「ヌーダン」                       |
| 一二四 | 上部「ヴォルタ」                       |
| 一二五 | 佛領「ナイジェル」                      |

「サークル、オガ、ダカール」及附屬地

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 一一九 | 「佛蘭西國ノ委任統治ノ下ニ在ル「トーゴーランド」   | 一一六<br>佛領「ギニア」   |
| 一一八 | 「カメルーンズ」   | 一一七<br>「アイヴィリ、コースト」  |
| 一一七 | 「ダホーミ」   | 一一八<br>「ダホーミ」  |
| 一一〇 | 佛領赤道阿弗利加   | 一一九<br>佛領「ギニア」   |
| 一一一 | 佛領「ソマリ、コースト」   | 一二〇<br>「ウバンギ・シリ」及「チアド」(佛領「サハラ」、「カネム」及「ワダイ」ヲ含ム)                         |
| 一一二 | 「マダガスガル」   | 一二一<br>「オボック」、「タジュラー」及「チブテイ」   |
| 一一三 | 左記ヨリ成ル<br>「ガブーン」及中部「コンゴー」<br>(ロ)「アンゴラ」及「チアド」(佛領「サハラ」、「カネム」及「ワダイ」ヲ含ム) | 一二二<br>「ディエゴ・スアレズ」、「セント・マリー」、「ノフシ・ベ」並ニ「マイヨット」及附屬地(「アンジュアン」、「グランド・コモロ」) |
| 一二四 | 「レユニオン」  | 一二三<br>「エリトリア」   |
| 一二五 | 「カーゲレン」  | 一二四<br>「セント・ポール」島及「アムステルダム」島並ニ「クロゼット」諸島                                |
| 一二六 | 伊太利國ノ左ノ殖民地   | 一二五<br>左記ヲ包含セズ<br>「アデリー、ランド」及「ウイルクス、ランド」                               |
| 一二七 | 「リビア」  | 一二六<br>左記ヨリ成ル<br>「トリボリタニア」(「トリボリ」等)<br>(ロ)「シレナイカ」(「ベンガジ」、「ジラブブ」沃地等)    |
| 一二八 | 「エリトリア」  | 一二七<br>「ジバ」河及「キスマユ」  |
| 一二九 | 伊領「ソマリランド」<br>「ボルトガル」國ノ左ノ殖民地等<br>「ケープ、ヴェルデ」諸島                        | 一二八<br>「シレナイカ」(「ベンガジ」、「ジラブブ」沃地等)                                       |

- 一三〇 「ボルトガル」國領「ギニア」  
ア  
一三一 「サオ、トーメ、エ、ブリ  
ンシペ」  
一三二 「アンゴラ」(即チ「ボル  
トガル」國領西部阿弗利  
加)  
一三三 「モザンビック」(即チ「ボ  
ルトガル」國領西部阿弗  
利加)

「カビングダ」  
左記ヨリ成ル  
(イ)「モザンビック」州  
(ロ)「モザンビック」會社ノ地域  
(ハ)「ボルトガル」領「ナイアフサ」

北亞米利加洲

一三四 亞米利加合衆國

左記ヲ包含セズ  
接壤セザル地域(「アラスカ」、「ハワイ」、「ボルト、リコ」等)

- 一三五 「アラスカ」  
一三六 英國ノ左ノ自治領  
「カナダ」  
一三七 「ニューファウンドランド」  
丁抹國ノ左ノ殖民地  
「ラブラドル」  
一三八 「グリーンランド」  
佛蘭西國ノ左ノ殖民地  
「サン、ピエール、エ、ミク  
ロン」
- 中央亞米利加
- 一四〇 「コスタ、リカ」  
一四一 「キニバ」  
一四二 「ドミニカ」共和国

一四三 「グ・テマラ」  
一四四 「ハイティ」  
一四五 「ホンデュラス」  
一四五 「メリシコ」  
一四七 「ニカラグア」  
一四八 「バナマ」

「エル・サルバドル」  
英國ノ左ノ殖民地  
「マルムダ」

一五〇 「バハマス」  
一五一 「バルバドス」  
一五二 「グレナダ」

「バナマ」市及「コロナ」  
左記ヲ包含セズ  
「バナマ」運河地帶

一五三

「ジマイカ」

「ケイマン」諸島  
「ターカス、エンド、カ  
イコス」諸島

「モラント、ケーズ」及「ベドロ、ケーズ」

「セント、ルシア」  
「セント、ヴィンセント」  
「リーワード」諸島

左記ヨリ成ル  
「アンティグア」(「バルブダ」及「リドンダ」ヲ含ム)、「セ  
ント、キツ・ネヴィス」(「アンギラ」ヲ含ム)、「ドミニ  
カ」、「モントセラット」並ニ英領「グアジン」諸島(「ソ  
ンブルロ」ヲ含ム)

一六〇 「トリニダード」及「トバ  
ゴ」  
一六一 英領「ホンデュラス」  
合衆國ノ左ノ地域等

- 一六二 「ボルト、リコ」  
一六三 米領「ヴァーリング」諸島  
一六四 「バナマ」運河地帶  
一六五 佛蘭西國ノ左ノ殖民地  
一六六 和蘭國ノ左ノ海外領土  
一六七 「キュラソー」  
「マルティニック」  
「ガドループ」  
「マルティンique」  
「バナマ」市及「コロン」  
「アルバ」及「ボネール」、「セント・サント」、「デジラード」、  
「セント・バルテレミ」及「セント・マルティン」(南部)  
「バ」並ニ「セント・マルティン」(北部)  
「クリストバル」及「バルボア」  
左記ヲ包含セズ  
舊丁領西印度  
左記ヲ包含セズ  
「バナマ」市及「コロン」

南亞米利加洲

- 一六八 「アルゼンティン」  
一六九 「ボリヴィア」  
一七〇 「ブラジル」  
一七一 「チリ」  
一七二 「コロンビア」  
一七三 「エクアドル」  
一七四 「バラグアイ」  
一七五 「ベル」  
一七六 「ウルグアイ」  
一七七 「ヴェネズエラ」  
一七八 英領「ギアナ」  
一七九 「フォークランド」諸島  
英國ノ左ノ殖民地  
英領「ギアナ」  
「フォークランド」諸島  
附屬地(「サウス、ジョージア」、「サウス、オーカニーズ」、「サウス、シートランズ」、「サウス、サンドウイッチ」、「グレ

「アムズ、ランド」等)

佛蘭西國ノ左ノ殖民地

佛領「ギアナ」

和蘭國ノ左ノ海外領土

蘭領「ギアナ」(即チース  
リナム)

大洋洲

英國ノ左ノ海外領土、殖民  
地等

「オーストラリア」

「タスマニア」、「ノーフォーク」島、「ロード、ハウ」島及  
「マッカリー」島

左記ヲ包含セズ

「バブア」(舊英領「ニュー、ギニア」)、「ニュー、ギニア」  
及「ナウル」ノ委任統治地域

一八二

一八三

一八四

一八五

一八六

「バブア」

「ニュー、ギニア」(「オ  
ーストラリア」ノ委任  
統治地域)

「ニュー、ジーランド」

「クック」諸島

舊稱「英領「ニュー、ギニア」」

「ビスマール」群島(「ニュー、ブリテン」等) 及舊獨領「ソ  
ロモン」諸島

「ステュアート」島、「チャタム」諸島竝ニ他ノ遠隔諸島即チ  
「ケルマデック」、「バウンティ」、「アンティボーズ」、「オーク  
ランド」、「キアンベル」、「ソランダー」及「スネアーズ」  
左記ヲ包含セズ

「クック」諸島及他ノ附屬諸島、西部「サモア」、「ロツス」  
附屬地、「ナウル」竝ニ「ユニオン」(「トケラウ」) 諸  
島

左記ヨリ成ル

(イ) 「クック」群島(「ラロトンガ」、「マンガイア」、「アティ  
ウ」、「ハーヴィ」諸島、「アイトタキ」、「タクティア」、  
「ミティアロ」及「モーク」即チ「バーリ」)  
(ロ) 「ニウ」(「サヴェジ」島)  
(ハ) 他ノ附屬諸島(「バーマーストン」諸島、「スワロー」

諸島、「デンジャー」即チ「ブカブカ」、「ラカアンガ」、「マニセキ」、「ベンリーン」即チ「トンガレヴァ」及「ナツオ」

「ユニオン」諸島(即チ「トケラウ」)

「西部」「サモア」(ニハ、ジーランド)ノ委任統治地域)

「フィジー」

「ギルバート」及「エリス」ノ諸島(即チ「トケラウ」)

「オーシャン」島、「ファニング」島、「クリスマス」島及「ワシントン」島

左記ヲ包含セズ  
「ユニオン」諸島(即チ「トケラウ」)

「トング」保護領(即チ「フ

英領「ソヨモン」諸島保

護領

「ロトゥーマ」

「ユニオン」諸島(即チ「トケラウ」)

「トング」諸島(即チ「トケラウ」)

「ヨーロッパ」

「オーライ」島、「ラバウ」島及「ワ

左記ヲ包含セズ  
「ユニオン」諸島(即チ「トケラウ」)

「レンドリ」諸島)

他ノ英領太平洋諸島

「ビットケアン」、「デュシー」、「フィニックス」群島、「マルテン」、「スター・バック」、「ジーア・ヴィス」、「バルマイラ」、「ベーカー」諸島(「ハウランド」ヲ含ム)、「カラリン」島(「フリント」及「グーストク」ヲ含ム)

「ナウルー」島(委任統治地域)

合衆國ノ左ノ地域及屬地

「ハワイ」

「グアム」

米領「サモア」

佛蘭西國ノ左ノ殖民地

大洋洲ニ於ケル佛領殖民地

左記ヨリ成ル

「ソサイエティ」諸島(「タヒテイ」等)、「タヒティ」ノ「リ

|   |     |  |   |
|---|-----|--|---|
|   |     |  |   |
| 二〇七<br><small>(任意的ナル且輸出ノミニ<br/>關スル)</small> | 船用品 | 二〇四<br>北方捕鯨業                               | 左記ヲ包含セズ<br>捕鯨業  |
|   |     | 二〇五<br>南方捕鯨業                               | 「スピツベルゲン」、「グリーンランド」並ニ露領及「カ<br>ナダ」領ノ地域   |
|   |     | 二〇六<br>遠洋漁業                                | 「ロス」附屬地、「アデリー、ランド」、「ヴィルクス、ランド」<br>左記ヲ包含セズ<br>「グレーラムズ、ランド」   |
|   |     | 二〇一<br>日本國ノ左ノ委任統治地域<br>太平洋諸島ノ日本國委任<br>統治地域 | 左記ヨリ成ル<br>「バンクス」群島及「トーリス」群島<br>「マーシャル」諸島<br>東「カロリン」諸島<br>(ハ)西「カロリン」諸島(「ベリュー」諸島即チ「バラオ」<br>諸島ヲ含ム)<br>(二)「マリアナ」(「ラドローン」)諸島但シ「グアム」ヲ除ク |
|   |     | 二〇二<br>北極地方                                | 左記ヲ包含セズ<br>「トーライブ」、「ラバ」島及「クリバートン」島<br>附屬地即チ「バイン」島、「ワリス」群島、「ロイヤルテ<br>ール」島、「フトゥナ」及「アロフィ」  |
|   |     | 二〇三<br>南極地方                                | 左記ヨリ成ル<br>「ニュー、ヘブライヅ」<br>「ニュー、カレドニア」  |
|   |     | 二〇〇<br>左ノ英佛共同統治地域<br>「ニュー、ヘブライヅ」           | 一ワード諸島(「ファヒース」、「ライアティア」、「ボラ<br>ボラ」等)、「トア、モト」(「マカティア」等)、「ガ<br>ニア」、「マルキーサス」、「オーストラル」ノ諸島(「ト<br>ラブアイ」等)、「ラバ」島及「クリバートン」島               |

「指圖式」

二〇八 「指圖式」(輸出ノミニ開ス  
ル) 左記ヨリ成ル  
揚地選擇船荷證券ヲ以テ委託セラレタル貨物又ハ「指圖  
式」貨物

第三編

- 一 本條約第三條第二項ニ掲グラレ且更ニ左ニ明示セラル統計表ハ連續セル十二月ノ期間ニ付作成セラルベシ
- 二 右表ハ其ノ作成セラル地域ノ輸入及輸出ノ貿易ヲ形成スル數種ノ物品ニ關スルモノタルベク右物品ハ當該締約國ニ依リ選定セラルベシ
- 三 輸入ニ關スル表ハ選定セラレタル物品ノ各ニ付比較ノ爲左記ヲ示スベシ。  
(イ) 原產國又ハ生產國  
(ロ) 委託國又ハ仕出國  
(ハ) 購買國
- 四 輸出ニ關スル表ハ選定セラレタル物品ノ各ニ付比較ノ爲左記ヲ示スベシ。  
(イ) 消費國  
(ロ) 委託國又ハ仕向國  
(ハ) 販賣國
- 五 左ニ掲タル辭句ハ三及四ニ於テハ各左ニ定義セラル意義ヲ有スベシ

「原產國又ハ生產國」ナル辭句ハ天產品ニ付テハ貨物ノ生產セラレタル國ヲ又製造品ニ付テハ該  
製造品ガ輸入國ニ入レラレタル際ニ於ケル狀態ニ之ヲ<sup>裏外</sup>シタル國ヲ意味スペク改裝、仕分及  
調合ハ變形ヲ構成スルモノニ非ズ

「積送國又ハ仕出國」ナル辭句ハ貨物ガ運輸中荷卸セラレタルト否トニ拘ラズ中間國（之アル  
トキハ）ニ於ケル何等ノ商取引ヲモ伴ハズシテ輸入國ニ向ケ最初ニ之ヲ發送シタル國ヲ意味ス  
ベシ

「購買國」ナル辭句ハ貨物ノ販賣者ガ其ノ營業ヲ行フ國ヲ意味スペシ

「委託國又ハ仕向國」ナル辭句ハ貨物ガ運輸中荷卸セラレタルト否トニ拘ラズ中間國（之アルト  
キハ）ニ於ケル何等ノ商取引ヲモ伴ハズシテ之ガ現實ノ發送ヲ受ケタル國ヲ意味スペシ

「販賣國」ナル辭句ハ貨物ノ購買者ガ其ノ營業ヲ行フ國ヲ意味スペシ

六 前記一ニ掲グラル十二月ノ期間ハ各國ニ付本條約ガ當該國ニ實施セラレタル日ニ次テ來ル

一月一日ヨリ遅カラザル時ニ始マルベシ

七 前號ニ掲グラル十二月ノ期間ノ滿了後成ルベク速ニ當該締約國ハ三及四ニ掲グラル分類  
方法ノ各ニ付試驗中ニ認メラレタル一切ノ種類ノ利益及缺點ヲ記載シタル報告書ヲ第八條ニ掲  
グラル専門家委員會ニ提出スベシ

八 專門家委員會ハ受領ノ時ニ於テ本條約ノ實施セラル國ノ半數ヨリ報告書ヲ受領シタル後三  
月以内ニ右報告書ニ關スル該委員會ノ審査ノ結果ヲ示セルノ覺書ヲ提出スベシ右覺書ハ補足  
協定ヲ締結スルノ目的ヲ以テ締約國ノ政府ニ送付セラルベシ

第二附屬書

水產統計

(第四條參照)

水產統計ハ左記ヲ示スベシ

- 一 當該國ニ直接陸揚セラレタル海洋漁業ノ一切ノ產物（一切ノ種類ノ甲殻類、軟體類及貝類ヲ含ム）ノ數量及價額ニシテ魚類ノ主要ナル種類ノ別ニ依リ別別ニ示サルモノ並ニ右產物ヲ陸揚シタル船舶ノ國籍（統計表ハ又能フ限り且適用シ得ル限り内水水產業ニ付同一ノ情報ヲ包含スベシ）
- 二 前記水產物ノ他國ヨリ輸入セラレタルモノ及他國ニ輸出セラレタルモノノ數量及價額
- 三 能フ限り、當該國ニ於ケル水產製造物ノ主要ナル種類ノ數量
- 四 能フ限り、内國船舶ニ依リ捕獲セラレタル魚類（陸揚ノ場所ノ何レタルヲ問ハズ）ノ數量及採取セラレタル養殖水產物ノ數量

- 五 能フ限り性別ニ及水產業ガ本業タルカ又ハ副業タルカニ依リ分類セラレタル水產業ニ從事スル者ノ數
- 六 海洋漁業及能フ限り内水水產業ニ使用セラルル内國船舶ノ隻數及種類
- 七 能フ限り、當該國ニ陸揚セラレタル水產物ノ採捕セラレタル場所及右產物ノ採捕ニ費サレタル期間

## 第三附屬書

### 鑛物及冶金ノ統計

(第五條参照)

第一編 鑛物及冶金ノ一切ノ統計ニ適用セラルル一般規定

一 鑛物ノ產出高ノ統計表ハ別段ノ規定ナキ限り鑛山、採石場等ヨリ採掘セラレタル原鑛物ニ關スルモノタルベシ

二 統計表ハ各原鑛物ニ付重量ニ依ル總產出高及左記ヲ示スベシ

(イ) 金屬鑛物ノ各ニ付テハ之ニ含有セラルル金屬ノ各ノ重量

(ロ) 金屬鑛物以外ノ鑛物ノ各ニ付テハ主要成分（第八條ニ掲グラル専門家委員會又ハ特ニ任命セラルルコトアルベキ小委員會ニ依リ定義セラルル）ノ各ノ重量

三 統計表ハ國全體ノ產出高ノミナラズ主タル產地ノ產出高ヲモ示スベシ

四 重量ガメートル噸以外ノ單位ヲ以テ示サルトキハ使用セラレタル單位及該單位トメートル

噴トノ關係ヲ明ニ示スベシ

五 本附屬書ニ定義セラルル正確ナル資料ヲ作成スルコト能ハザル場合ニ於テハ一切ノ重要ナル產出高ニ付見積ヲ示スベシ

### 第二編 特別規定

#### 甲 非金屬鑛物

##### 一 石炭

統計表ハ石炭及褐炭ノ純重量ヲ示スベシ但シ洗炭及選炭ノ後ニ生ズル使用シ得ザル殘滓ハ之ヲ除外スベシ

左ノ統計表ハ作成セラルベシ

一 左記ヲ示ス毎月ノ統計表

(イ) 石炭及(ロ)褐炭ノ總產出高

毎月ノ勞働日數

被使用者（地下及地上ニ於テ使用セラル者ヲ含ミ管理部員、技術部員及事務部員ヲ除ク）ノ平均數

鑛山附屬精煉所ニ於ケル「コーグス」、石炭ノ煉炭及褐炭ノ總產出高

二 左記ヲ示ス毎年ノ統計表

(イ) 石炭及(ロ)褐炭ノ總產出高

「コーグス」、石炭ノ煉炭及褐炭ノ總產出高（獨立精煉所ニ於ケル總產出高ヲ含ム）

(イ) 地下及(ロ)地上ニ於テ使用セラル者ノ平均數並ニ(ハ)地下及地上ニ於テ使用セラル者ノ總數尙實行シ得ル場合ニ於テハ男ト女、成年者ト幼年者、現業員（監督ニ從事スル勞働者ヲ含ム）ト管理部員、技術部員及事務部員ノ諸項目ヲ設クベシ

二 他ノ非金屬礦物

統計表ハ一切ノ鑛山、採石場及他ノ作業場ヨリ採掘セラレタル鑛物ノ總產出高並ニ「ボタシウム」及硫黃ノ如キ鑛物ニ付テハ主要成分ノ總重量ヲ示スベシ

乙 鐵鑛及鐵石

左ノ統計表ハ作成セラルベシ

一 左記ヲ示ス毎月ノ統計表

(イ) 總產出高

- (ロ) 被使用者ノ平均數（管理部員、技術部員及事務部員ガ數字ニ含マルルヤ否ヤヲ記載スベシ）

二 左記ヲ示ス毎年ノ統計表

(イ) 磁鐵鑛、赤鐵鑛、炭酸鐵鑛、含滿倅鐵鑛、含「クローム」鐵鑛及含「ニッケル」鐵鑛ノ諸

項目ノ各ニ付鐵鑛ノ總產出高及該鐵鑛ニ含有セラル鐵ノ總產出高

尚含滿倅鐵鑛、含「クローム」鐵鑛及含「ニッケル」鐵鑛ニ含有セラル滿倅、「クローム」及「ニッケル」ノ重量ヲ示スベシ

硫化鐵鑛ノ焙燒ヨリ生ズル鐵鑛ノ明細ニシテ總重量及含有セラル鐵ノ總重量ヲ示スモノヲ知リ且之ヲ示ス様努力スベシ

(ロ) 被使用者ノ平均數（管理部員、技術部員及事務部員ガ數字ニ含マルルヤ否ヤヲ記載スベシ）

構含有量ニ依リ鐵鑛ヲ各種類ニ分ツコトアルトキ右分類ノ問題ハ本附屬書第一編二(ロ)ニ明示セラル委員會ニ付託セラルベク該委員會ハ又含滿倅鐵鑛、含「クローム」鐵鑛及含「ニッケル」鐵鑛ノ定義ヲ與フルコトヲ要求セラルベシ委員會ハ「ジュネーヴ」ノ會議ニ提出セラレ

タル國際商業會議所ノ報告書ニ掲グラル右會議所ノ提案ニ注意ヲ拂フベシ

丙 錫鑛ニ非ザル金屬鑛

統計表ハ左記ヲ示スベシ

- (イ) 一切ノ鑛山、採石場及他ノ作業場ヨリ採掘セラレタル鑛ノ總產出高並ニ含有金屬ノ總重量  
(ロ) 被使用者ノ平均數（管理部員、技術部員及事務部員ガ數字ニ含マルルヤ否ヤヲ記載スベシ）

シ

### 丁 金 屬

#### 一 鑛及鋼

(一) 錫鑛 左ノ統計表ハ作成セラルベシ

(イ) 左記ノ各ノ總產出高ヲ示ス毎月ノ統計表

- 「ヘマタイト」銳鐵（本附屬書第一編二〇ニ掲グラル委員會ハ右種類ニ關スル燒ノ限度ヲ定ムルコトヲ要求セラルベシ委員會ハ前記ノ國際商業會議所ノ報告書ニ掲グラル右會議所ノ提案ニ注意ヲ拂フベシ）

銅製造用鹽基性銳鐵

### 鐵合金

他ノ一切ノ銳鐵

- (ロ) 右(イ)ニ掲グラル項目ノ下ニ總產出高及鐵合金ニ付テハ該合金ノ各種類（即チ「フェロ・シリコン」、「フェロ」滿俺等）ノ產出高ヲ共ニ示ス毎年ノ統計表

- (ハ) 銳鐵ノ生產用トシテ現存スル爐數ヲ鎔鑄爐、電氣爐及他ノ製造方法ニ區別シテ示ス毎年ノ統計表

前記項目ノ下ニ現存ノ爐及操業中ノ爐ノ數ヲ別別ニ示ス毎月ノ統計表

- (二) 銳鐵ノ生產ニ用ヒラレタル鐵鑛及滿俺鑛並ニ屑鐵ノ數量ノ成ルベク完全ナル毎年ノ統計表  
滿俺鑛ノ定義ハ本附屬書第一編第二號(ロ)ニ掲グラル専門家委員會ニ依リ與ヘラルベシ

(一) 鋼及「バッドル」銳鐵 左ノ統計表ハ作成セラルベシ

- (イ) (一)銅塊及(二)爐ヨリ出サレタル僅ノ鑄鋼ヲ別別ニ示シ且各場合ニ於テ產出高ヲ左ノ製造方法別ニ示ス鋼ノ產出高ノ毎月ノ統計表

平爐（「シーメンス・マーティン」）法

(イ) 酸性 (ロ) 鹽基性

轉爐法  
(イ) 酸性  
(ロ) 碱基性

電氣爐法

他ノ方法（鑄ヨリノ直接ノ製造ヲ含ム）

「バッドル」鍊鐵ノ產出高ノ毎月ノ統計表

(ハ) (ロ) 鋼及「バッドル」鍊鐵ノ生產用トシテ國內ニ現存スル爐、轉爐等ノ數ヲ (イ) ニ列舉セラル  
製造方法ニ區別シテ示ス毎年ノ統計表

磷酸含有鹽基性鋼滓ノ總產出高ノ毎年ノ統計表

(ホ) (ホ) 鋼塊、爐ヨリ出サレタル儘ノ鑄鋼及「バッドル」鍊鐵ノ生產ニ消費セラルル(一) 鍊鐵及(二) 層  
鐵ノ成ルベク完全ナル毎年ノ統計表ニシテ (イ) ニ列舉セラルル製造方法ニ區別セラレタルモ

(ヘ) 半製品及全製品ノ成ルベク詳細ナル毎月ノ統計表本附屬書第一編ニ(ロ)ニ掲グラル専門  
家委員會ハ右目的ヲ以テ(一)最少限度トシテ必要ナリト認メラル種類及(二)望マシト認メラ  
ル追加種類ヲ示ス表ヲ包含スル適當ナル分類表ヲ作成スペシ委員會ハ「ジュネーヴ」ノ會議

ニ提出セラレタル國際商業會議所ノ報告書ニ掲グラル分類表ニ注意ヲ拂フベシ

## 二 他ノ金屬

鎘鐵總產出高ヲ示ス毎年ノ統計表ハ作成セラルベシ

## 第四附屬書

九二

### 工業生産ノ調査

(第六條参照)

#### 一 調査ノ時期

調査セラルベキ細目ハ一般ニ暦年ニ關スルモノタルベシ但シ決算書ガ十二月三十一日以外ノ日ニ終ル一年ニ付作成セラルル企業ニ付テハ細目ハ事業年度ニシテ其ノ過半部分ガ調査ノ爲サルル暦年内ニ屬スルモノニ付蒐集セラルベシ

#### 二 調査ノ範囲

(イ) 工業生産ノ調査ハ製造ニ關スル活動（建築及他ノ建設作業ヲ含ム）ノ一切ノ部門並ニ礦業及冶金業ヲ包括スベシ

(ロ) 一方製造工業ト他方農業、水產業、運輸業又ハ商業トノ限界ニ在ル事業（酪農業、羊毛洗滌業、屠殺業、製材業、包装業等ノ如キ）ニ付テハ作業ノ性質及組織並ニ使用セラルル工程ガ農業、

運輸業等ノ特性ヨリモ寧ロ工業ノ特性ヲ有スルヤ否ヤ從テ右事業ガ工業生産ノ調査ノ範囲ニ入ルベキヤ否ヤヲ各場合ニ付決定スルコト必要ナルベシ

#### 三 調査ノ限界

(イ) 原則トシテ細目ハ調査ニ包括セラルル工業ノ一切ノ設備ニ付蒐集セラルベク（右二参照）該設備ガ私人ト商會トノ、株式會社ト共同的組織トノ又國ト地方行政廳トノ何レニ依リ所有セラルトヲ問ハザルベシ

(ロ) 極メテ小ナル設備ニ付確實ニシテ適當ナル情報ヲ得ルコトニ關シ特別ノ困難アルニ鑑ミ右設備ノ產出高ガ合計ニ於テ當該工業ノ產出高ニ比シ重要ナラザル場合ニ於テハ右設備ニ付要求セラル細目ハ最簡單ナル資料ニ局限セラルベキコト及右工業ニ關スル合計ノ數字ハ大ナル設備ニ付調査セラレタル細目ニ右方法ニ依リ得ラレタル資料ヨリ利用シ得ル最善ノ基礎ニ基キ作成セラレタル小ナル設備ニ關スル合計ノ見積ヲ加フルコトニ依リ作成セラルベキコト勧告セラル見積ラレタル數字ハ他ノ數字ト別チテ示サルベシ

小ナル設備ノ總產出高殊ニ家内工場ノ總產出高ガ當該工業ノ產出高ノ著大ナル部分ヲ成スガ爲右見積ノ方法ニ依リ充分ニ處理シ得ラレザル場合ニ於テハ小ナル設備ニ關スル細目ハ選擇セラ

レタル代表的設備ニ限ラレタル特別ノ調査ノ方法ニ依リ調査セラルルヲ有利トスベシ

(ハ) 修繕及仕上ノ作業並ニ顧客ニ依リ供給セラルル材料ニ加ヘラルル作業ハ前項ノ條件ガ適用セラルル場合ヲ除クノ外包含セラルベシ

#### 四 調査ノ單位

調査セラルベキ細目ハ個個ノ設備ニ關スルモノタルベシノ企業ガ別別ノ設備ニ於テ數種ノ工業ヲ營ム場合ニ於テハ右各設備ニ付別別ノ細目ヲ蒐集スベシ同一ノ作業場又ハ工場ニ於テ數部門ノ工業營マレ該部門ニ付別別ノ會計ヲ維持スルヲ通例トシ且該部門ガ當該國ニ於テ通常別別ノ企業トシテ營マルル場合ニ於テハ該部門ノ各ニ關スル別別ノ細目ヲ蒐集スルコト望マシトス尤モ右會計ノ分離ハ主タル設備ニ從屬スル小ナル部門（例へバ當該設備ノ主タル業務ニ關シテ使用セラルル車輛ノ修繕ヲ行フコトニ從事スル部門ノ如シ）ニ付テハ必要ト認メラレザルベシ

#### 五 主要ナル調査項目

##### 甲 生産物及費用

調査ノ結果ヲシテ異リタル設備ニ依ル同一貨物ノ重複記録ヲ除クコト及製造工程ノ途中ニ於テ生ジタル價額ヲ決定スルコトヲ得シムル爲左ノ細目ヲ調査スペシ

- (イ) 生産物 產物ノ種類ノ品目ヲ個個ニ又ハ極メテ小ナル群ト爲シテ悉ク列舉スルコト數量ヲ合理的ニ記載スル爲必要ナルガ如キ性質ヲ有スル產物ニ付テハ數量ニ關スル細目ヲ省略シテ單ニ價額ノミヲ示スコトヲ得
- 調査ノ結果スル國又ハ地方ノ經濟生活ニ甚ダ重要ナル產物ノ各ノ種類ニ付別別ノ細目ヲ作成スベシ產物ノ種種ノ種類ノ細別ハ其ノ性質ニ對シ適當ナル單位ニ依リ其ノ數量ヲ記載スルコトヲ得シムル様充分詳細ニ爲サルベシ
- 調査セラルベキ各種ノ產物ノ價額ハ生產者又ハ其ノ被使用者ニ依リ購買者ニ引渡サル時及場所ニ於ケル右產物ノ現金拂ノ價格タルベシ會計ノ關スル年度ノ始及終ニ於ケル現在ノ半製貨物ハ調査ノ爲ノ評價ノ時迄ニ該貨物ニ使用セラレタル材料及施サレタル作業ヲ基礎トシテ評價セラルベシ貨物ニシテ其ノ製造セラレタル年度ノ終ニ於テモ尙賣却セラレザルモノハ該年度ノ終ニ於ケル右貨物ノ市場價格ヲ以テ計上セラルベシ
- 同一ノ所有者ニ屬スル一ノ設備ヨリ他ノ設備ニ移サルル貨物ニシテ之ニ付右四ニ依リ別別ノ細目ヲ調査セラルルモノハ移送ノ時ニ於ケル右貨物ノ市場價格ヲ以テ記録セラルベシ
- (ロ) 使用材料 右(イ)ニ明示セラルル原則ニ從ヒ列舉セラルル貨物ノ生產ニ使用セラルル材料

ノ數量及價額ハ右貨物ノ生産ニ使用セラルル建物及裝置ノ修繕ガ設備ノ被使用者ニ依リ行ハ  
ル場合ニ限り之ニ使用セラレタル材料ヲ含ムベシ會計年度内ニ於ケル相當重要ナル各材料  
(原料及半製品)、消費セラレタル燃料及電力又ハ他ノ消費動力ノ費用、取換ヘラレタル工具  
並ニ使用セラレタル包裝材料ニ付別別ノ細目ヲ調査スペシ數量ノ記載及達セラルル詳細ノ程  
度ニ付テハ右(イ)ニ掲グラル制限ニ相當スル制限ヲ適用スベシ

各種ノ材料ニ付調査セラルベキ價格ハ購買者ニ引渡サル時及場所ニ於ケル右材料ノ現金拂  
ノ價格タルベシ同一ノ所有者ニ屬スル一ノ設備ヨリ他ノ設備ニ移サルル半製ノ貨物ハ右(イ)  
ニ明示セラレタル方法ニ依リ評價セラルベシ

(ハ) 外部ニ委託セラルル作業 調査ニ含マル各設備ニ付テハ示サル他ノ細目トノ比較ノ爲  
他ノ設備ニ依リ爲サルルノ目的ヲ以テ外部ニ委託セラルル作業ノ價額及能フ限り數量ヲ示ス  
ベシ示サルベキ價額ハサレタル作業ニ對スル支拂額トス

(二) 減價償却費 建物及裝置ノ損耗及減價ニ關スル適當ナル經費ノ調査ハ生産ノ完全ナル調査  
ニ於テ本質的ノ一要素ヲ成スト雖モ通常ノ調査方法ニ依リ得ラル集團統計ノ基礎ニ於テハ  
經驗上實行不可能ニハ非ザルモ困難ナリト認メラル本事項ニ關スル情報ハ製造工程ノ途中ニ

於テ生ジタル價格ノ満足ナル決定ノ爲望マシキモノナルヲ以テ主タル工業ノ各ニ付典型的  
場合ニ關スル特別ノ調査ニ依リ減價償却ニ付爲サルベキ適當ナル控除ヲ概算ヲ以テ爲スベ  
シ

## 乙 生産ノ要素

(イ) 人 調査ニ包括セラルル期間ニ於ケル延労働時間數ノ記録ガ獲得セラレ得ル場合ニ於テハ該  
記錄ハ當該工業ニ於テ使用セラルル勞働量ノ統計ノ最良ノ基礎ヲ供給スルモノナリ右性質ヲ有  
スル細目ガ獲得セラレ得ザルトキハ被使用者ノ平均數ヲ調査スルコト望マシキニ依リ右目的ヲ  
以テ、信赖シ得ル平均數ヲ算出シ得ル様當該年度内ニ於テ充分頻繁ナル時隔ヲ以テ被使用者數  
ノ細目ヲ求ムベシ右數ハ成年者及兒童ニ付竝ニ男女付別別ニ調査セラルベシ又管理部員及  
現業部員ヲ別別ニ示ス細目ハ事業ノ規模ガ右任務ノ區分ヲ必要トスル一切ノ場合ニ於テ望マシ  
キモノナリ管理部員ノ數字ハ總務部及支配部ノ部員(實務ニ當ル所有者ヲ含ム)、事務員並ニ  
技術員(例ヘバ機械工場ノ製圖工)ヲ含ムベシ

工業設備ノ作業ガ一部ハ工場又ハ事務所ニ於テ勞働スル者ニ依リ又一部ハ自己ノ家庭ニ於テ勞  
働スル者ニ依リ行ハルル場合及自己ノ屬スル設備ヨリ支拂ヲ受クル豫備ノ職工ガ保有セラルル

場合ニ於テハ自宅服務職工又ハ保有セラルル豫備職工ニ關スル別別ノ細目ヲ作成スペシ

(ロ) 裝置 工業ノ機械設備ニ關スル細目ハ作業場及工場ニ於テ使用セラルル原動機ノ馬力又ハ「キロワット」容量ヲ該原動機ノ主要ナル種類（蒸氣、瓦斯、石油、水力、電氣等）ニ區別シテ示スベシ各種ノ工業ニ付テハ使用セラルル機械ノ種類ニシテ各場合ニ付當該工業ニ最特有ナルモノノ細目ハ望マシキモノナリ

細目ノ關スル統計年度中當時運轉セラルル機械ハ當時運轉セラル機械ト區別セラルベシ  
(ハ) 貨銀 貨銀ニ關スル細目ハ工業生產ノ調査ニ於テ本質的要素ニ非ズト雖モ調査年度ニ於テ貨銀及俸給トシテ支拂ハレタル額ノ合計ノ調査セラルベキコトハ極メテ重要ナリ右追加的情報ハ調査ノ結果ノ研究ヨリ生ズベキ結論ノ價值ヲ大ニ增加スベシ

(ニ) 工業ニ投ゼラル資本 工業ニ投ゼラル資本ニ關スル情報ハ減價ニ關シ爲サルベキ概算的控除、生產力及他ノ事項ヲ決定スルコトニ付大ナル效用アルベシ但シ生產調査ハ必ズシモ一切ノ國ニ於テ右事項ニ關スル充分ナル情報ヲ得ルノ方法ト爲ルコトヲ得ザルナリ

#### 六 得ラタル情報ノ秘密保持

個個ノ事業ニ關スル詳細事項ノ秘密ハ調査ニ從事スル者ニ依リ保持セラルベシ

公ノ利益ハ最重要ナルモノナリト雖モ供給セラルル情報ノ詳細ノ事項ヲ公表スルコト又ハ調査ニ從事スル者以外ノ者ニ右事項ヲ通報スルコトノ當該私人ノ利益ニ及ボス影響ニ付テハ之ニ相當ノ考慮ヲ拂フベシ  
調査ニ必要ナル書類ノ蒐集ヲ許ス法令ニ於テ秘密保持ノ違反ニ關スル罰ヲ設クベキコトハ望マシキコトナリ

#### 七 調査ノ回期

工業生產ノ調査ガ十年ヲ超エザル期間ヲ以テ繰返サルベキコトハ望マシキコトナリ右調査ガ短期間（例ヘバ二年以内ノ）ヲ以テ繰返サレザル場合ニ於テハ當該國ノ主要ナル工業ノ總產出高ノ毎年ノ又ハ毎月ノ細目ガ中間ノ期間ニ於ケル情勢ヲ察知スルノ基礎ト爲ルベク且調査年度ノ景氣循環ニ對スル關係ヲ決定スルニ資スル所アルベシ

#### 八 部分的調査

生產ノ一般調査ヲ行ハズシテ或產物ノ產出高ノ數量及價額ニ依ル統計ヲ得ント欲スル國ニ付テハ右一、三、四、五甲(イ)及五甲(ロ)ニ包含セラルル原則ヲ適用スベキコト勸告セラル

## 第五附屬書

### 工業活動ノ指數

(第七條參照)

- 一 工業活動ノ變動ニ關スル統計表ハ各種ノ工業ノ技術的條件ノ許ス限リ價格ニ依ルノミナラズ  
數量ニ依リ產出高ヲ示スベシ
- 二 工業活動ノ他ノ指數ハ數量及價格ニ關スル資料ヲ得ルコト能ハザルトキニ於テ供給セラルベシ  
ク又右資料ガ供給セラルトキ其ノ追加トシテ供給セラルベシ  
右他ノ指數ヲ得ル爲生產ノ各種ノ要素ニ關スル左ノ種類ノ資料ヲ使用スベシ但シ統計表ノ正確  
ナル解釋ヲ確保スル爲第四附屬書ニ掲グラルル制限ニ從フベキモノトス
- (イ) 當該工業ニ使用セラルル原料
- (ロ) 使用中ノ設備及必要アルトキハ之ト据附ケラレタル全裝置（鎔鋼爐、延織機運轉時間數、  
延鍊運轉時間數等）トノ關係

- (ハ) 使用動力（「キロワット」時、馬力、動力發生ニ使用セラレタル石炭ノ數量等）
  - (ニ) 實際ニ使用セラレタル勞働者（現業員及管理部員ノ數、勞働日數、勞働時間數、支拂ハレ  
タル賃銀ノ合計）
  - 三 右ノ外左ノ情報ハ指數ノ關スル期間ノ生產ニ直接關係セズト雖モ之ヲ供給スルコト有益ナル  
ベシ
  - (イ) 受ケタル註文（當該期間中ニ註文セラレタル貨物ノ價額及能フ限リ其ノ數量）
  - (ロ) 當該期間中ニ販賣セラレタルモノノ數量及價額
  - (ハ) 當該期間ノ終ニ於テ未ダ履行ヲ丁セザル註文ノ數量及價額
- 本號ニ明記セラルル情報ハ何レカノ特定ノ工業ニ付一及ニ掲グラルル資料ヲ求ムルコト能  
ハザル場合ニ於テ特ニ必要ナリ
- 四 國際的比較ノ爲ニハ左ノ工業ガ相當重要ノモノタル國ニ於テ先づ該工業ニ關スル產出高ノ統  
計表及指數ヲ求ムルコト便宜ナルベシ
- (一) 鑄業（原油、石炭及他ノ燃料、金屬鑄造ニ他ノ鑄物）
- (二) 冶金工業

(三) (ハ) (ロ) (イ)  
左ノ機械工業  
造船(鋼)  
鐵造、壓延及製線(鐵及銅)  
鑄造、壓延及製線(他ノ金屬)  
(四) (ハ) (ロ) (イ)  
鐵維工業(紡織)  
鐵道用及軌道用ノ車輛類  
機關車  
自動車類  
(ホ) (ニ) (ハ) (ロ) (イ)  
綿  
羊毛  
人造絹  
「アマ」(亞麻)

(ト) (ハ) 大麻(「フォルミクム」ヲ含ム)

黃麻

諸國ニ於ケル重要ナル工業ノ產出高ノ國際的比較ノ爲及各ノ國ノ全工業活動ヲ充分ニ理解シ得

ル爲右ニ掲ゲラル工業ノ外左ノ工業又ハ當該國ニ於テ重要ナルコト及關係資料ヲ求メ得ルコ

トノ理由ニ依リ選擇セラレタル左ノ工業ノ或モノニ關スル產出高ノ統計表ヲ作成スベシ

(一) 消費稅ヲ通例課セラル工業

醸造

酒精含有飲料ノ蒸溜

煙草製造

砂糖ノ製造及精製

燐寸製造

製粉

搾油

石鹼製造

(四) (三) (二)

製紙

鞣皮

石油精製

人造肥料製造

碎木「バルブ」製造

紙及板紙製造

硝子器製造

「セメント」製造

煉瓦及「タイル」製造

五 生産數量ノ統計表ハ毎月之ヲ作成スベシ但シ數量ニ關スル直接ノ資料ヲ毎月求メ得ザルトキハ右數量ノ變動ノ指數ヲ求ムベシ後ノ場合ニ於テハ生産數量ノ統計表ハ毎年之ヲ求ムベシ

六 公又ハ私ノ自治機關、學術上ノ施設及工業上ノ施設又ハ團體ニ對シ政府ノ行政部局ノ統計ヲ補足スル爲前諸號ニ規定セラル種類ノ統計ヲ作成スルコトヲ獎勵スル様努力スベシ

七 供給セラレタル詳細事項ニ關スル祕密保持ガ充分保證セラルコトヲ統計資料ヲ求メラレタ

ル者ニ確信セシムル様措置ヲ執ルベシ

八 各工業ニ付發表セラルル表ハ當該工業ノ性質（生産セラルル主要ナル貨物及製造方法）ヲ正確ニ定義スベク且全工業ガ統計ニ依リ包括セラルルヤ否ヤ又包括セラレザル場合ニ於テハ右統計ハ全工業ノ大體何レノ部分ニ關スルモノナリヤヲ明ニ示スベシ生産調査ヨリ得ラレタル結果ハ右目的ノ爲ニ利用セラルベシ毎年ノ統計ノ作成セラルル形式ガ調査ノ形式ト異ルトキハ右相違ヲ説明スル爲註釋ヲ添附スベシ

## 第六附屬書

(議定書第一編(六)参照)

一〇六

### 萬國農事協會第九回總會ノ農事統計家委員會ノ報告書 告書及世界農業調査ノ標準樣式並ニ關係諸決議

(情報及參考トシテ添附セラレタルモノ)

#### 萬國農事協會第九回總會ノ農事統計家委員會ノ報告書

##### 一 調査ノ行ハルベキ時期

調査ノ年ニ關シテハ多クノ議論アリタルモ結局調査ハ北半球ニ於テハ曆年ノ千九百二十九年ニ於テ收穫セラレタル作物ニ關スルモノ又南半球ニ於テハ千九百二十九年七月一日乃至千九百三十年六月三十日ノ一年ニ於テ收穫セラレタル作物ニ關スルモノタルベシトノ義ノ勸告ニ何等ノ變更ヲモ加ヘザルコトニ決定セラレタリ調査ノ行ハルベキ實際ノ時日又ハ時期ハ年ノ季節ノ異ルニ從ヒ

數ノ甚シク相違スルコトアルベキ家畜ニ關シ主トシテ重要ナリ最少及最大ノ兩季節ヲ示ス數字ヲ得ルコト可能ナリトセバ之ヲ得ルハ望マシキコトニシテ各國ノ調査官憲ノ留意スペキ點ナルベシ例ヘバ季節ノ異ルニ從ヒ實質的ノ差異ノ存スル場合ニ於テハ調査ノ結果ガ最少又ハ最大ノ何レノ時期ニ關スルモノナリヤ及存スルコトアルベキ差異ノ程度ハ如何ナルモノナリヤヲ示スハ極メテ望マシキモノナルコト明白ナリ

委員會ハ本問題ヲ審議スル爲一ノ小委員會ヲ任命シタルガ該小委員會ノ結論ハ左ノ如ク摘要セラルルコトヲ得ベシ

家畜調査ノ時期ニ關シテハ各國ハ最適當ナリト認メラル時期ニ於テ調査ヲ爲スコト自由タルベシ

比較可能ナル數字ヲ得ル爲各國ハ調査ノ結果ヲ基礎トシテ家畜ノ各種類ニ付當該年中ノ最大及最少ノ數ノ見積ヲ爲スベシ

右見積ニ對シ信賴シ得ル基礎ヲ與フルニハ標準樣式中ニ提案セラレタル如ク家畜ヲ年齡ニ依リ分類スルコト必要ナリ

二 森林

一〇七

千九百二十六年ノ委員會ハ標準様式ガ農場ニ含マール森林地ノ面積ニ關スル質問事項ヲ含ムベキモノト思考シタリ森林會議ハ森林地ノ面積ノ外千九百二十九年中ニ農場ニ於テ伐採セラレタル林木ノ數量ヲ調査スルコトヲ企ツベシト勧告セリ今回ノ委員會ニ於テハ農業ト林業トハ顛ル密接ナル關係ヲ有シ特ニ歐洲諸國ニ於テ然ルコト指摘セラレタリ農業調査ガ農場ニ含マレ又ハ之ニ附屬スル森林ノミニ限ラル場合ニ於テハ大ナル森林面積ハ計上漏ト爲ルベク從テ統計セラルル面積ハ殆ド意義ヲ有セザルベシ

他方森林ノ面積（即チ農場ノ一部ヲ成サザル面積）ノ統計表ヲ得ルノ困難ハ追加的費用ヲ要スルコト及林業生産ノ統計ノ蒐集ガ特殊ノ専門的智識ヲ要スルコトニ特ニ鑑ミ力説セラレタリ委員會ハ意見ノ相違アリタルニ鑑ミ一ノ小委員會ヲ任命シタルガ該小委員會ハ農場ニ含マール森林地及農業調査ニ含マレザル森林ノ双方ニ付左ノ質問書ヲ使用スルコトヲ勧告セリ

- 一 森林地ノ面積但シ輸伐林ト然ラザルモノトニ區別スルコト
- 二 千九百二十九年中ニ伐採セラレタル林木ノ總數量

(イ) 千九百二十九年中ニ伐採セラレタル林木ノ總數量

(ロ) 燃料用林木（木炭用林木ヲ含ム）

### (ハ) 「バルブ」製造用ノ林木

#### 三 他ノ林產物

(イ) 人類ノ消費ノ爲直接又ハ間接ニ使用セラルベキ產物

製革用又ハ「タンニン」越幾斯製造用ニ供セラルベキ產物

謹談（栽植地ニ於ケルモノヲ除ク）

樹脂及樹脂產物

(ホ) 前諸分類ニ含マレザル產物

農場ニ含マレザル森林ニ付テハ調査ハ現ニ開拓セラルル森林ニ限ラルベキコト提議セラレタリ但シ各政府ハ其ノ領域内ニ在ル他ノ森林地ノ面積ノ見積ヲ供給スルコトヲ要請セラルルコトアルベシ

シ

#### 三 調査ノ結果ノ製表

委員會ハ各國ノ政府ガ調査ノ結果ヲ農場ノ廣狹ニ依リ分類スルコトヲ要請セラルベシトノ意見ヲ有セリ各國ハ自國ノ特殊ノ事情ニ最適合スト認ムル分類目ヲ採用スルコト自由タルベキモ國際的比較ノ爲ニハ選バトル分類目ハ左ノ限界ヲ以テスル分類ヲ許スモノタルベキコト希望セラル

一一〇

- 一 「ヘクタール」以下ノモノ  
一 「ヘクタール」ヲ超エ  
五 「ヘクタール」ヲ超エ  
一〇 「ヘクタール」ヲ超エ  
二〇 「ヘクタール」ヲ超エ  
五〇 「ヘクタール」ヲ超エ  
一〇〇 「ヘクタール」ヲ超エ  
二〇〇 「ヘクタール」ヲ超エ  
五〇〇 「ヘクタール」ヲ超エ  
一、〇〇〇 「ヘクタール」ヲ超エ  
二、五〇〇 「ヘクタール」ヲ超ユルモノ

メートル法ノ測定制度ヲ採用セザル國ハ勿論自國ノ慣用ノ測定單位ヲ使用スベシト雖モ成ルベク  
自國ノ分類ヲ前記分類目ト比較シ得シムル様定ムベシ協會ハ國際的の目的ノ爲數字ヲ正確ニ比較シ  
得ルモノタラシムル様能フ限リ必要ナル訂正ヲ爲スベシ或國ニ於テハ大ナル分類目ハ殆ド之ヲ適

用シ難カルベキモ頗ル大ナル面積ヲ有スル農場ノ普及セル國ニ關シ規定スルコト必要ナリ

#### 四 最小限度ノ面積

標準様式ニハ一「ヘクタール」以上ノ農場又ハ一年百弗ヲ超ユルモノヲ生産スル農場ノミガ包含  
セラルベキコト提議セラレタリ但シ一切ノ國ハ望マシト認メタルトキハ右面積ニ達セザル農場ヲ  
自國ノ調査ニ含マシムルコト勿論自由ナリ委員會ハ價額ノ制限ガ不要ナル困難ヲ生ゼシムベク  
且多クノ國ガ一「ヘクタール」以下ノ農場ニ付情報ヲ蒐集スルコトヲ希望スルヲ以テ一切ノ制限  
ヲ撤廢スルコトヲ可ナリト認メタリ一「ヘクタール」以下ノ農場ニ付情報ヲ蒐集セザル國ニ關シ  
テハ右農場ノ面積ト產出高トノ見積ハ有用ナルベシト認メラレタリ

右ニ關スル重要ナル點ハ土地ノ性質ノ相違ヨリ生ズル異リタル分類目ニ屬スル農場ノ比較ノ能否  
ノ問題ナリ農地ノ總面積ガ決定要素トシテ採ラルルトキハ右總面積ハ或場合ニ於テ粗笨的放牧地、  
山地、森林地又ハ全ク生產力ナキ土地ノ面積ヲ含ムコトアルベキヲ認メザルベカラズ但シ委員會  
ハ農場ノ總面積ヲ基礎トル分類ヲ避クルノ方法ヲ發見セザリシヲ以テ右原則ハ採用セラレタリ

#### 五 多毛作作物及間作作物

本問題ニ付テハ委員會ハ既ニ標準様式ニ掲ゲラレタル提案ニ何等ノ追加ヲモ爲サザルコトニ決定

委員會ハ既ニ標準様式ニ掲グラレタル此ノ點ニ關スル意見ガ何等ノ變更ヲモ必要トセザルコトニ一致セリ

#### 六 作物生産高ノ見積方法

本問題ニ付テハ議論アリタルモ結局各國ハ實行シ得ル場合ニ於テハ牛ノ主要ナル種類ノ純血種、混血種及在來種ノ數ニ付情報ヲ蒐集スベシトノ勧告ヲ標準様式ノ補足ノ部分ニ追加スルコト提案セラレタリ

家禽ニ關シテハ其ノ數ガ調査ノ時期ニ依リ甚シク異ルコトアルベキコト指摘セラレ且標準様式ハ家禽ニ關シテハ一切ノ鶏（雛鶏ヲ含ム）ヲ含ムベキコトヲ示ス様修正セラルベク又他ノ種類ニ付テモ同様ナルベシト認メラレタリ雛鶏及他ノ家禽ノ雛ガ能フ限り別別ニ示サルベキコトハ望マシキコトナリ

牛ニ關シ採用セラルベキ分類及特ニ乳牛（標準様式第四ノ五及六）ニ關スル問題ハ多クノ議論ヲ惹起シタリ一ノ小委員會ハ任命セラレ右小委員會ハ標準様式ニ掲ゲラルル分類ニ代へ左ノ分類ヲ

#### 推奨セリ

- 一 一歳未滿ノ犢
- 二 一歳以上ノ牝牛
  - (イ) 乳用トシテ飼養セラルモノ
  - (ロ) 専ラ繁殖用トシテ飼養セラルモノ
  - (ハ) 他ノモノ
- 三 一歳以上ノ種牡牛
- 四 他ノ一歳以上ノ牛

#### 八 調査ノ結果ト地理的及他ノ特質トノ相互關係

右ハ興味アル問題ト認メラレタリト雖モ特別ノ調査ニ依リ取扱ハルベク必ズシモ調査ト關聯シテ取扱ハルベキモノニ非ズト思考セラレタリ

#### 九 肉類產出高ノ見積方法

本問題ハ國際科學會議ニ依リ審議セラレタルガ今回ノ委員會ハ右會議ノ意見ノ採用ヲ勧告セリ右意見ハ左ノ如シ

萬國農事協會ニ加入セル諸國ニ於ケル統計機關ハ相異ルヲ以テ肉類ノ產出高及消費高ノ統計ヲ作成スル爲ノ特殊ノ方法ヲ採用スルコトヲ現在ニ於テ勸告スルハ適當ニ非ズト思考セラル但シ既ニ右統計ヲ作成シタル國ニ依リ得ラレタル經驗ヲ基礎トスル左ノ諸點ニ付注意ヲ喚起スルハ望マシキコトナリ

(イ) 產出高ノ統計ハ之ヲ調査又ハ見積ノ方法ニ依リ毎年蒐集セラル家畜ノ數ト關聯セシム

ルコト

(ロ) 家畜ノ毎年ノ統計ノ存セザル國ニ於テハ家畜ノ數ハ利用シ得ル最良ノ情報材料（最近ノ調査ノ資料ヲ含ム）ニ依リ定期ニ見積ラルベキコト

(ハ) 動物ガ官憲ノ監督若ハ監視ヲ受ケアル屠場ニ於テ屠殺セラル國ニ於テハ屠殺セラレタル動物ノ數及平均純重量ヲ肉類ノ產出高及消費高ノ見積ニ利用スルノ目的ヲ以テ右數及重量ヲ決定スル爲右監督ノ結果トシテ生ズル資料ヲ使用スベキコト

(ニ) 農場又ハ官憲ノ監督若ハ監視ヲ受ケアル屠場ニ於テ屠殺セラレタル動物ノ肉類ノ產出高ヲ見積ル爲ニハ特別ノ調査ニ依リ又ハ全國ニ關スル特別ノ質問書若ハ其ノ代トシテ全國ノ總數ヲ見積ル爲ノ基礎トシテ使用セラルコトヲ得ル特定且典型的ノ地方ニ關スル特別ノ

質問書ニ對スル答申ヲ以テ(ハ)ニ示サルル資料ト類似ノ資料ヲ得ベキコト

(ホ) 消費高ノ見積ヲ得ル爲ニハ肉類ノ輸入及輸出ヲ考慮スルヲ要スルコト並ニ必要ト認メラルトキハ稅關官憲ハ輸入セラレ及輸出セラルル肉類ノ數量ヲ動物ノ種類毎ニ明瞭ニ示ス

分類ヲ採用スルノ可否ニ付注意ヲ喚起セラルベキコト

右問題ニ付テハ委員會ハ協會ニ加入セル國又ハ世界的調査ニ參加セル國ガ家畜ノ現在數、毎年ノ增加又ハ減少、斃死率等ニ關スル毎年ノ數字ヲ能フ限り右協會ニ供給スベク且右數字ガ協會ニ依リ遲滞ナク發表セラルベシトノ勸告ヲ採擇セリ

#### 十 労 勤

調査ノ日ニ於テ臨時ニ使用セラル者ノ數ニ關スル質問事項ハ標準様式ノ第一ノ部分ヨリ削除セラレ隨意的ノ質問事項トシテ補足ノ部分ニ入レラルベキコトニ決定セラレタリ

右ノ外當該年度中ニ使用セラル臨時ノ勞勤ニ關スル情報ヲ得ルハ望マシキコトナリト決定セラレタリ臨時ニ使用セラル者ノ數ノ細目ハ誤解セラレ易キヲ以テ能フ限り勞勤日數（即チ延日數）ヲ求ムベキコト提案セラレ且左ノ様式ガ提議セラレタリ

千九百二十八年ヨリ千九百二十九年ニ瓦ル農業年度中ノ農場ニ於ケル總勞勤日數

(イ) 常時使用セラルル者  
十五歳以上 男  
十五歳未滿 女

(ロ) 臨時使用セラルル者  
十五歳以上 男  
十五歳未滿 女

委員會ハ又各國ガ調査ニ付報告スルニ當リ調査ノ時ニ於テ臨時ノ勞働ニ關シ存スル季節的又ハ例外的ノ變動ニ關スル簡單ナル説明ヲ與フベク且蒐集セラレタル數字ガ代表的ナルモノト認メ得ラル程度ヲ同時ニ示スベキコト望マシト思考セリ

#### 十一 他ノ問題

標準様式ノ數箇ノ修正ガ討議セラレタル結果右様式ガ次ニ再印刷セラル際之ニ或變更ヲ加フベキコト決定セラレタリ熱帶國及亞熱帶國ニ關係ヲ有スル一ノ點ハ土人ノ農場及他ノ管理下ニ在ル（即チ土人ノモノニ非ザル）農場ノ生産高ニ關シ別別ノ資料ヲ蒐集スベシトノ提案ナリキ農業改革ノ方法ヲ採用シタル國ハ農業改革ノ結果トシテ各農場ノ廣サガ増シタリヤ又ハ減ジタリ

ヤ及農場ガ新規ニ創設セラレタリヤノ質問事項ヲ自國ノ調査ノ事項ニ含マシムルコトヲ請求セラルベシトノ勸告採擇セラレタリ

千九百二十八年十月十二日

報告者

アール・ジー・トムソン

#### 世界農業調査ノ標準様式

##### 第一 政府ノ参考ノ爲ノ豫備的説明

###### (イ) 標準様式ノ内容

左ノ標準様式ハ兩半球（熱帶地方ヲ含ム）ニ於ケル使用ニ當テラルモノニシテ從テ或國ニ産スルモ他ノ國ニ產セザル作物及各種ノ家畜ヲ包含ス特定ノ國ニ產セザル作物又ハ家畜ハ該國ノ様式ヨリ削除セラルベキモノトス  
他方ニ於テ各國ハ希望セラルコトアルベキ追加的資料ヲ得ル様他ノ作物及事項ヲ包含セシメ且質問事項ヲ增加スルコト自由タリ

(ロ) 最小限度ノ面積

調査ニ含マルベキ農場ノ最少限度ノ面積ニ關シテハ何等ノ制限モ提案セラレズ「ヘクタール」以下ノ農場ニ關スル情報ヲ蒐集セザル國ニ付テハ右農場ノ面積及產出高ノ見積ハ有用ナルベシト思考セラル

(ハ) 調査ノ質問ノ關スル時期

北半球ニ於ケル調査ハ曆年ノ千九百二十九年ニ於テ收穫セラレタル作物ニ又南半球ニ於ケル調査ハ千九百二十九年七月一日乃至千九百三十年六月三十日ノ一年ニ於テ收穫セラレタル作物ニ關スルモノタルベシ調査ノ行ハルベキ實際ノ時日又ハ時期ハ年ノ季節ノ異ルニ從ヒ數ノ甚シク相違スルコトアルベキ家畜ニ關シ主トシテ重要ナリ最少及最大ノ兩季節ヲ示ス數字ヲ得ルコト可能ナリトセバ之ヲ得ルハ望マシキコトニシテ各國ノ調査官憲ノ留意スペキ點ナルベシ例ヘバ季節ノ異ルニ從ヒ實質的ノ差異存スル場合ニ於テ調査ノ結果ガ最少又ハ最大ノ何レノ時期ニ關スルモノナリヤ及存スルコトアルベキ差異ハ如何ナルモノナリヤヲ示スハ極メテ望マシキモノナルコト明白ナリ要スルニ家畜調査ノ時期ニ關シテハ各國ハ最適當ナリト認ムル時期ニ於テ調査ヲ爲スコト自由タルベシ

比較可能ナル數字ヲ得ル爲各國ハ調査ノ結果ヲ基礎トシテ家畜ノ各種類ニ付當該年中ノ最大及最少ノ頭數ノ見積ヲ爲スベシ  
右見積ニ對シ信頼シ得ル基礎ヲ與フル爲標準模式中ニ提案セラレタル如ク家畜ヲ年齡ニ依リ分類スルコト必要ナリ

(二) 產出高

調査ノ主要ナル目的ノ一ハ調査ノ年ニ於ケル作物、林木又ハ家畜ヨリ得ラル産物ノ各ノ數量ヲ成ルベク正確ニ調査スルニ在リ右ハ左ノ二方法ノ何レカニ依リ爲サルルコトヲ得  
(一) 各農場經營者ニ對シ其ノ報告スル土地ニ於テ收穫セラレタル各作物ノ總數量及其ノ報告スル家畜ヨリ得ラレタル各家畜產物ノ總數量ヲ記載スルコトヲ要求スルノ方法 理論上ハ右方法ハ滿足ナル結果ヲ與フベシ然レドモ實際上ハ右方法ニ依リ得ラル結果ハ必ズシモ常ニ満足ナルモノニ非ズ何トナレバ收穫セラレタル數量ノ多クハ測定セラレザルカ又ハ記錄セラレザレバナリ經驗ノ示ス所ニ依レバ右方法ハ產物ノ全部ガ賣却セラルル一切ノ作物例ヘバ或地方ニ於ケル棉、羊毛、或種ノ穀類、果實及蔬菜ノ如キニ付テハ相當滿足ナルモノナリ何トナレバ賣却セラレタル數量ハ測定セラレ且特定ノ地區又ハ地方ヨリ來ル總數量ハ主要ナル市場ニ

於ケル移動及受入ノ統計ニ依リ通常照合セラレ得ルヲ以テナリ右方法ハ大部分又ハ全部ガ農場ニ於テ消費セラルル作物例ヘバ飼料、蔬菜、果實、牛乳、家禽及卵ノ如キニ付テハ前記ノ場合ニ比シ不満足ナルモノナリ

(二) 調査ノ資料ノ蒐集セラルル地理的單位ノ各ニ付一單位ノ土地ニ於テ生産セラルル作物ノ平均收穫高又ハ家畜ノ平均生産率ヲ専門家ニ依リ行ハルル特別ノ調査ニ依リ調査スルノ方法夫々ノ面積又ハ家畜數ニ斯クシテ得ラレタル平均收穫高又ハ平均生産率ヲ乘ジタルモノハ調査ノ年ニ於ケル各產物ノ總數量ヲ示スベシ右方法ニ依リ得ラレタル結果ノ價值ハ調査ノ方法ニ依リ得ラレタル面積及家畜數ニ關スル資料ノ正確ナリヤ否ヤ及平均收穫率ガ特別ノ調査ニ依リ調査セラルルニ當リ周到且慎重ナリシヤ否ヤニ懸ルモノナリ右二要素ガ信頼シ得ルモノナルトキハ右方法ニ依リ得ラレタル結果ハ直接ノ調査ノ方法ニ依リ得ラレタル結果ト全ク同様ニ正體ニシテ之ニ伴フ困難、時間及費用ハ前記ノ場合ニ比シ甚ダシ

調査ノ年ニ於ケル各作物及家畜ノ各種類ノ總產出高ヲ調査スルコト重要ナルヲ以テ萬國農事協會ハ示サレタル右方法ノ何レカ又ハ雙方ニ依リ得ラレタル產出高ノ數字ニシテ之ヲ缺クトキハ調査ガ不完全ト爲ルベキモノヲ發表スルコトヲ一切ノ國ニ對シ切ニ勧説ス

或家畜產物ニ關スル情報ヲ直接農業者ヨリ得ルニ當リ使用セラルル爲數箇ノ質問事項ガ提議セラレタリ右情報ヲ直接農業者ヨリ得ルノ企圖ガ満足ナル結果ヲ與ヘザル處アリト認メラルル場合ニ於テハ各政府ハ専門家ニ依ル特別ノ調査ニ依リ產出高ヲ見積ル爲手配ヲ爲スコトヲ勧説セラル

(ホ) 蔬菜ノ面積及產出高ニ關スル資料

蔬菜ノ各種類ニ依占メラルル面積（質問事項第六十六乃至第七十四）ヲ調査スルコトヲ實行不可能ナリト認ムル國ハ一切ノ蔬菜ニ依占メラルル總面積ヲ示スコトヲ要請セラル產出高ニ關シテハ各國ハ蔬菜ノ各種類ニ付特殊ノ資料ヲ能フ限り供給スルコトヲ要請セラル

(ヘ) 森林

標準様式ノ第六節（森林）ノ採用ハ農場ニ含マルル森林地及右農場ニ含マレザル森林地ノ雙方ニ付勧告セラル

農場ニ含マレザル森林ニ付テハ調査ハ現ニ開拓セラルル森林ニ限ラルベキコト提議セラレタリ但シ各政府ハ其ノ領域内ニ在ル他ノ森林地ノ面積ノ見積ヲ供給スルコトヲ要請セラル

## 第二 標準様式

### 第一節豫備的説明

(イ) 祕密扱ヲ受クルモノニシテ課稅ノ爲ノモノニ非ザルコト  
要求セラルル情報ハ何等課稅ト關係ナク、嚴重ニ祕密扱ヲ受ケ、統計官廳ノ職員ニ依リテノミ  
披見セラルベク且個個ノ報告ニ關スル何レノ細目モ發表セラレザルベシ

#### (ロ) 農場ノ定義

調査ノ目的上ノ農場トハ農業ノ又ハ畜畜ノ生產ニ全部又ハ一部使用セラルル一切ノ土地ニシテ  
所有權、權原、廣狹又ハ位置ノ如何ニ拘ハラズ一名ノ者ニ依リ單獨ニテ若ハ他人ノ助力ヲ得テ  
經營セラレ、支配セラレ又ハ管理セラレ且一箇ノ土地又ハ數箇ノ土地（近接シテ存シ單一ノ農  
場又ハ所有地トシテ認メラレ及經營セラルル場合）タルコトアルベキモノヲ謂フ農場ヲ經營シ  
又ハ支配スル者ハ所有者、借地人、雇ハレタル管理人又ハ特別ノ土地占有ノ形式ニ依リ土地及  
其ノ產物ヲ保有シ若ハ管理スル者タルコトヲ得農場ガ關係シ又ハ共同セル二名以上ノ者ニ依リ  
共同シテ經營セラルル場合ニ於テハ右ノ内一名ガ調查資料ヲ供給スル農場經營者トシテ自己ノ  
共同者ヲ代表スル爲指定セラルベシ農場ハ一筆ノ地、一箇ノ地若ハ一區ノ地、園藝地、果樹園、  
共同者ヲ代表スル爲指定セラルベシ農場ハ一筆ノ地、一箇ノ地若ハ一區ノ地、園藝地、果樹園、

地所、牧畜農場、栽植地、農事用設備、所有地又ハ他ノ名稱ヲ有スルコトアルベキモ何レノ場合ニ  
於テモ一名ノ者ニ依リ經營セラレ、支配セラレ又ハ管理セラルルコトヲ要ス農場ノ一部ヲ成シ  
且農場經營者ニ依リ監督セラレ、支配セラレ又ハ管理セラルル森林地モ亦報告セラルベク又  
農場ニ使用セラレ且之ニ居住スル労働者ニ依リ占有セラレ及使用セラルル土地及建物モ亦同  
ジ

公有地ハ(一)占有者ノ單獨ノ監督ノ下ニ在ルトキ（但シ依然公共團體又ハ他ノ行政官憲ノ所有物  
タルトキ）ハ右占有者ニ依リ(二)他ノ一切ノ場合ニ於テハ公共團體ノ行政上ノ長ニ依リ報告セ  
ラルベシ

#### (ハ) 調査ノ質問ノ關スル期間

（記載事項ハ一ハニ從ヒ示サルルコト）

#### 第二節 農場經營者（所有者、借地人又ハ管理人）

一 氏名.....  
二 郵便宛先.....

#### 第三節 農場勞働

(調査ノ日ニ農場ニ於テ當時使用セラルル一切ノ者ヲ年齢及性ニ依リ區別シテ包含セシメ且之ニ農場經營者、其ノ妻及其ノ家族ニシテ現ニ農場ノ仕事ニ從事スルモノヲ包含セシムルコト主トシテ家事又ハ家政ニ使用セラルル者ヲ包含セシメザルコト)

調査ノ日ニ於テ當時使用セラルル者

|   |   |
|---|---|
| 家 | 族 |
| 男 | 女 |

三十五歳未滿……  
四十五歳以上……

五 農場ノ總面積……  
(質問事項第一ニ氏名ヲ記入セラルル農場經營者ニ依リ經營セラルル一切ノ土地ナリ他ノ者ニ賃貸セラレ又ハ他ノ者ニ依リ栽培セラルル土地ヲ包含セズシテ之ヲ別ノ様式ニテ報告スペキコト)

六 耕地……  
(「エーカー」)……

第四節 農場ノ面積

(一切ノ耕作地、休閑地及千九百二十九年又ハ之ニ先ツ四年ノ内ノ一年ニ於テ耕サレタル人工的採草地ヲ包含スルコト果樹若ハ小果樹、樹木又ハ灌木ヲ植エタル土地ヲ包含セザルコト)

註 草本作物ノ栽培ガ樹木及灌木ノ栽植ト混作セラルル場合ニ於テハ如何ニ概算的ナリトモ

草本作物ノ栽培面積ト樹木及灌木ノ栽植面積トヲ區別シ得ル限り該兩面積ハ夫々「耕地」ト

「樹木及灌木ノ栽植用地」(第八)トノ下ニ記入セラルベシ之ニ反シ草本作物竝ニ樹木及灌木ガ混淆シ雙方ニ屬スル面積ヲ區別シ能ハザル場合ニ於テハ右面積ノ全部ハ草本作物ノ栽培ガ主タル目的ナルトキハ「耕地」ノ項目ニ又樹木及灌木ノ栽植ガ主タル目的ナルトキハ

「樹木及灌木ノ栽植用地」(第八)ノ項目ニ入レラルベシ

七 永續的採草地及放牧地……  
(「エーカー」)……

(永續的ニ又ハ最近ノ五年間多年生ノ草本飼料作物ノ栽培ニ使用セラルル土地ナリ永續的採草地及放牧地ニシテ樹木及灌木ヲ栽植セラルルモノ竝ニ森林地内ノ採草地及放牧地ハ飼料作物ノ栽培ガ主タル目的ナルトキニ於テノミ本項目ニ包含セラルベシ)

八 樹木及灌木ノ栽植用地……  
(樹木及灌木ノ栽植ニ使用セラルル果樹園地ニシテ「森林地」ノ項目ニ包含セラレザルモノ)

一二六

註 樹木及灌木ノ栽培ガ草木作物ノ栽培ト混作セラルルトキハ質問事項第六ノ註ニ示サルル

説明ニ從フベシ

九 森林地.....「エーカー」.....

(林木ヲ以テ蔽ハル土地ニシテ其ノ主タル目的ガ木材及林産物ニ在ルモノナリ)

一〇 生産力アル沼澤地、低濕地及他ノ生産力アルモ開墾セラレザル土地

(前諸項目ニ包含セラレザル未開墾地ニシテ放牧用草本、薦用ノ蘆及藺、家畜用ノ敷藁、漿果類

竝ニ他ノ野生ノ植物及果實ノ如キ或種ノ有用ナル植物性產物ヲ產出スルモノナリ)

一一 生産力ナキ土地.....「エーカー」.....

(前諸項目ニ包含セラレザル土地ニシテ何レノ種類ノ有用ナル植物性產物ヲモ產出セザル土地

ナリ)

註 質問事項第六乃至第十一ノ面積ノ總計ハ本節ノ質問事項第五ニ對スル回答トシテ示サル

ル面積ニ等シカルベシ

第五節 千九百二十九年（又ハ千九百二十九年ヨリ三十年ニ亘ル年度）

ニ於テ收穫セラレタル作物

間作作物 二以上ノ異リタル作物ガ共ニ栽培セラルルモ別別ニ收穫セラルルトキ（間作）ハ各ノ作物ノ面積ヲ如何ニ概算的ナリトモ區別シ得ル限り各作物ニ依リ占メラル面積ヲ適當ナル節中ニ別別ニ示スコト間作作物ガ甚シク混淆シ其ノ各ニ本來屬スル面積ヲ區別スルコト能ハザル場合ニ於テハ標準様式ニ示ナルル欄ノ次ニ該作物ノ各ニ付特別ノ欄ヲ插入スベシ右特別欄ニ於テハ間作作物ニ依リ占メラル總面積ヲ其ノ最重要ナル作物ノ下ニ示シ且他ノ間作作物ノ名ノ下ニ括弧ヲ附シテ再示スベシ

多毛作作物 第一回ノ作物ガ既ニ收穫セラレタル土地ト同一ノ土地ニ於テ同一年中ニ第二回ノ作物ガ作付セラレ且收穫セラレタルトキハ重複ヲ避クル爲及農場ニ於ケル作物栽培地ヨリ廣キ作付面積ノ記載セラルルコトヲ避クル爲第一回ノ作物ノ面積ハ本來ノ欄ニ記入セラレ又爾後ノ作物即チ多毛作ノ作物ノ面積ハ角括弧ヲ附シテ次ノ餘白ニ記入セラルベシ

二以上ノ產物ヲ生ズル作物 作物ガ「アマ」（亞麻）及「タイマ」（大麻）（種子及纖維）ノ場合ノ如ク數種ノ產物ヲ生ズルトキハ面積ハ主タル產物ノ名ノ傍ニ示サルベク且角括弧ヲ附シテ第一次的產物ノ名ノ傍ニ再示セラルベシ

一二七

二二八

面 積

単計量

百年千九百三十二又二十九  
ケル年收穫量ニニ年于夏ヨ九九  
ケル年十九年ハニニ年ニヨ

(イ) 穀粒ヲ目的トシテ刈取ラレタル禾穀類

- 一二 秋蒔小麥.....
- 一三 春蒔小麥.....
- 一四 燕麥.....
- 一五 大麥.....
- 一六 「ライ」麥.....
- 一七 キビ(黍).....
- 一八 「トウモロコシ」(玉蜀黍)(脱穀セラレタル穀粒ニ相  
當スルモノ).....

- 一九 米(穀).....
- 二〇 モロコシ(蜀黍)(刈取ラレタル穂—穀粒又ハ之ニ相  
當スルモノ).....
- 二一 「メスリン」(禾穀混合物).....
- 二三 穀粒ヲ目的トシテ刈取ラレタル他ノ禾穀類.....
- (ロ) 穀粒ヲ目的トスル莢穀類
- 二三 イングンマメ及ソラマメ.....
- 二十四 大豆.....
- 二十五 エンドウ.....
- 二六 ヒラマメ.....
- 二七 穀粒ヲ目的トスル他ノ莢穀類.....
- (ハ) 食料用又ハ飼料用ノ根菜類
- 二八 \*ジャガイモ(馬鈴薯).....
- 二九 サツマイモ(甘藷)及ヤマノイモ.....

三〇 飼料用ノ根菜類(カブ、「マンゴールド」、「スエード  
ン」カブ、ニンジン等).....

三一 「アロー・ルート」.....

三二 「マニオカ」.....

三三 他ノ根菜類.....

\* 買行シ母ルトキハ旱生ノ作物及主タル作物サ別列ニ示スコトハ部マシキコトナリ

(=) 乾草用及飼料用ノ栽培禾草類及栽培豆菽類  
(ニノ一) 最近ノ五年中ニ播種セラレ且輪作

式ニ耕起セラルル豫定ナル栽培セラレ  
タル非野生ノ禾草類及「クローバー」

三四 乾草用トシテ刈取ラレタルモノ.....

三五 乾草用トシテ刈取ラレタルニ非ザルモノ.....

(ニノ二) 「ルーサン」(「アルファルファ」)

三六 乾草用トシテ刈取ラレタルモノ.....

三七 乾草用トシテ刈取ラレタルニ非ザルモノ.....  
(ニノ三) 他ノ項目ニ於テ報告セラレザル他

ノ飼料用栽培作物

三八 乾草用トシテ刈取ラレタルモノ.....

三九 乾草用トシテ刈取ラレタルニ非ザルモノ.....

(ホ) 工藝作物

(ホノ一) 製糖用作物

四〇 カンショ(甘蕉).....

四一 テンサイ(甜菜).....

四二 他ノ製糖用作物.....

(ホノ二) 繊維作物

四三 棉(種子ヲ除キタルモノ).....

四四 アマ(亞麻)(纖維用トシテ収穫セラレタルモノ).....

四五 タイマ(大麻)(纖維用トシテ収穫セラレタルモノ).....

- (「カナビス、サティヴァ」) .....  
四六 「ニュー、ジーランド」麻(「フォルミウム、テナクス」) .....  
四七 「アバカ」(「マニラ」麻)、「ムサ、テクスティリス」) .....  
四八 黄麻及黄麻ニ類似スル纖維(「コルコルス」及「ヒビスクス」) .....  
四九 「ラミー」(苧麻)、「ボエメリア、ニヴィア」及「ボエメリア、テナチシマ」) .....  
五〇 「シサル」麻(「アガベ、シサラナ」)及「ヘネケン」麻(「アガベ、フォカルクロイデス」) .....  
五一 他ノ纖維作物 .....  
(ホノ三) 油料種子作物 .....  
五二 アマ(亞麻) .....  
五三 タイマ(大麻) .....  
五四 棉: .....  
五五 ラクカセイ(落花生)(脱穀セラレザルモノ又ハ之ニ相当スルモノ) .....  
五六 ヒマシ(蓖麻) .....  
五七 ナタネ: .....  
五八 ゴマ: .....  
五九 ヒマワリ(向日葵) .....  
六〇 他ノ項目ニ於テ報告セラレザル他ノ油料種子作物: .....  
(ホノ四) 他ノ工藝作物 .....  
六一 煙草: .....  
六二 「ボップ」 .....  
六三 ケシ(芥子) .....  
六四 アイ(藍) .....  
六五 他ノ項目ニ包含セラレザル他ノ工藝作物: .....  
(ヘ) 蔬菜類

- 六六 朝鮮アザミ.....  
 六七 「アスパラガス」.....  
 六八 インゲンマメ及ソラマメ(生).....  
 六九 「キッページ」.....  
 七〇 「セルリー」.....  
 七一 タマネギ及ニンニク.....  
 七二 エンドウ(生).....  
 七三 「トマト」.....  
 七四 他ノ蔬菜類.....  
 (ト) 種子用トシテ栽培セラルル作物  
 (本項ニハ本様式ノ他ノ項目ニ於テ報告セラ  
 レタル面積ニ包含セラルル種子用作物ヲ記入  
 セザルコト)  
 七五 テンサイ(甜菜).....  
 七六 「クローバー」.....  
 七七 「ルーサン」(「アルファルファ」).....  
 七八 他ノ種子用作物ノ他ノ項目ニ於テ報告セラレザル栽培ニ専ラ使用セラルル面積.....  
 (チ) 作物ノ不作又ハ墮滅ノ理由ニ依リ千九百二十一年(又ハ一千九百二十九年ヨリ三十年ニ瓦ル年度)ニ於テ收穫ノ皆無ナリシ播種面積  
 七九 總面積.....  
 (リ) 休閑地(全年中放置セラルルモノ)  
 八〇 總面積.....  
 (ヌ) 永續的採草地及放牧地  
 永續的放牧地及天然生草地(又ハ最近ノ五年  
 シ)
- (註 第十二乃至第八十ノ總計ハ質問事項第六ニ對スル回答トシテ示サルル面積ニ等シカルベ

一三六

間草地タルモノニシテ乾草又ハ牧草ガ主タル目的ナル森林地及果樹園ヲ含ムモノ

八一 乾草用トシテ刈取ラレタルモノ……………  
八二 乾草用トシテ刈取ラレタルニ非ザルモノ……………

|    |    |
|----|----|
| 面積 | 面積 |
| 樹數 | 樹數 |
| 面積 | 面積 |
| 面積 | 面積 |
| 面積 | 面積 |

スルウ

八四 乾果用ブドウ.....  
八五 生ヒヨウズナ

卷之三

(ヲ) 「オリーブ」圖 樹數

## 八七 直接消費用又ハ貯藏用ノ「オリーブ」

(栽培セラレ又ハ栽植セラレタル

（本院乃處事ノ事務所ノ事務官ハ、宣又ハ穀果ヲ包含セザルコト）

八八 リンゴ……………

九〇 アンズ  
九一 「バナナ」

九二 オウドウ（櫻桃）  
九三 ココヤシ

九四 ナツメヤシ……………  
一三七

\* \* \* \* \*

（一）

- 九五 イチヂク.....  
 九六 ハシバミ(株).....  
 九七 「レモン」.....  
 九八 「オレンジ」及「タンジェリン」.....  
 九九 他ノ柑橘類.....  
 一〇〇 モモ.....  
 一〇一 梨.....  
 一〇二 「ペイシニアップル」.....  
 一〇三 スモモ(生及乾).....  
 一〇四 クルミ.....  
 一〇五 他ノ果實及穀果(他ノ一切ノ栽培セラ  
レ又ハ栽植セラレタル果實樹及穀果  
樹、但シ野生樹ヲ包含セザルコト).....

栽培セラレタル小果實

- 一〇六 一切ノ小果實及漿果(野生果實ヲ包含セザルコト)  
 一〇六ノ(イ).....  
 一〇六ノ(ロ).....  
 一〇六ノ(ハ).....

栽培セラレタル小果實

(ヨ) 他ノ栽植地

一四〇

- 一〇七 コーヒー.....  
 一〇八 茶.....  
 一〇九 「ココア」.....  
 一一〇 クロコショウ（黒胡椒）.....  
 一一一 キナ（規那）.....  
 一一二 護謨樹、膠樹及樹脂樹  
 一一三 ノイ 護謨樹（「ヘグニア」）.....  
 一一四 ノロ 「ウル」樹（「カスティロア」）.....  
 一一五 ノハ 「セアラ」護謨樹（「マニホト」）.....  
 一一六 ノ＝ 印度護謨樹（「フィクス、エラスティカ」）.....  
 一一七 ノホ 「ガタバチ」樹.....  
 一一八 ノヘ 他ノ栽植セラレタル護謨用、膠用及樹脂用ノ樹木、灌木及蔓生樹.....  
 一一九 他ノ森林.....  
 一二〇 總面積（質問事項第九ニ對スル回答トシテ示サルル面積ト同一ノモノ）.....

面積  
単位量

- 一二三 桑.....  
 一二四 竹.....  
 一二五 トウ（簾）.....  
 一二六 「サゴ」ヤシ.....  
 一二七 前諸項目ニ包含セラレザル他ノ栽植セラレタル樹木、灌木及蔓生樹.....  
 第六節 森林地

(四二)

伐採量

計量

單位

- (ロ) 千九百二十九年（又ハ千九百二十九年ヨリ千九百三十年ニ至ル年  
度）中ニ於テ伐採セラレタル林木ノ數量
- 一一一 燃料用林木（木炭用林木ヲ含ム）.....
  - 一一二 「バルブ」製造用ノ林木.....
  - 一二三 他ノ一切ノ目的ニ使用セラルル林木.....
  - 一二四 総計.....

名稱  
產物ノ  
百年千九百二十九年又ハ千九百三十年ニ至ル年  
度ニ於ケル年十ヨ九九年

計量  
單位  
產出量

(ハ) 他ノ林產物

- 一二五 人類ノ消費ノ爲直接又ハ間接ニ使用セラルベキ產物.....
- 一二六 製革用又ハ「タンニン」越幾斯製造用ノ產物.....
- 一二七 護謨（栽植地ニ於ケルモノニ非ザルモノ）.....
- 一二八 樹脂及樹脂產物.....
- 一二九 前諸分類ニ包含セラレザル產物.....

第七節 家畜

（報告セラルベキ數ハ調査ノ日ニ於テ現ニ農場ニ存在スル數ナリ 經營者ニ依リ所有セラルルト否  
トヲ問ハズ右農場ニ在ル一切ノ家畜、放牧セラルル家畜及經營者ニ屬スル家畜ニシテ共用地ニ於  
テ、圍繞セラレザル草原、沼澤地、山地若ハ森林地ニ於テ又ハ農場調査ニ包含セラレザル他ノ土  
地ニ於テ牧人ノ下ニ在ルモノヲ包含スルコト）

(イ) 馬

- 一三〇 一歳未滿ノ仔馬.....
- 一三一 一歳ヨリ三歳迄ノ幼駒.....
- 一三二 三歳以上ノ種牡馬.....

一四三

一四四

一三三 三歳以上ノ牝馬及去勢馬.....  
(ロ) 駒馬

一三四 二歳未満ノ仔駒馬.....  
一三五 二歳以上ノ駒馬.....

一三六 一切ノ年齢ノモノノ總數.....  
(ハ) 駒馬

一三七 一歳未満ノ犢.....  
(エ) 牛

一三八 乳用トシテ飼養セラルルモノ.....  
一歳以上ノ牝牛  
(三九 専ラ繁殖用トシテ飼養セラルルモノ.....  
一四〇 他ノモノ.....

一四一 一歳以上ノ種牡牛.....  
一四二 他ノ一歳以上ノ牛.....

一四三 一歳未満ノ仔羊.....  
(ト) 種牡羊

一四四 一歳以上ノ種牡羊.....  
一四五 一歳以上ノ種牝羊.....

一四六 他ノ一切ノ一歳以上ノ綿羊.....  
(シ) 山羊

一四七 一切ノ年齢ノモノノ總數.....  
(チ) 家禽

一四八 六月未満ノ豚.....  
(ト) 豚

一四九 六月以上ノ種牝豚.....  
一五〇 六月以上ノ種豚.....

一五一 他ノ一切ノ六月以上ノ豚.....  
(チ) 家禽

一五二 調査ノ日ニ於ケル鶏（雛鶏ヲ含ム）ノ總數.....  
一五三 當該農場ニ於ケル鶏ノ總數.....

一四五

羽

頭

頭

頭

頭

頭

一四六

一五四 當該農場ニ於ケル鷄ノ總數.....

一五五 當該農場ニ於ケル鳩ノ總數.....

一五六 當該農場ニ於ケル七面鳥ノ總數.....

\* 一切ノ鶏（鶏子含ム）ハ包含セラルベク他ノ家禽ニ付テモ亦同フ

鶏及他ノ體家禽が能フ限リ別別ニ示サルベキコトハ望マシキコトナリ

(イ) 蜜蜂

一五七 調査ノ日ニ於テ當該農場ニ在ル巣箱ノ數.....

箇

### 第三 附錄

#### 畜產物

左ノ質問事項ハ或家畜產品ニ關スル情報ヲ直接農業者ヨリ得ルニ當リ使用セラルル爲提案セラル

(イ) 乳生産物

千九百二十九年（又ハ千九百二十九年ヨリ千九百三十年ニ至ル年度）ニ於テ得ラレタル乳ノ總量

一五八 牛乳.....「ボンド」又ハ「ガロン」.....

一五九 他ノ獸乳.....「ボンド」又ハ「ガロン」.....

（動物ノ飼養ニ充テラレ、農場ニ於テ消費セラレ、賣却セラレ又ハ他ノ方法ニ依リ處分セラレタル乳（十「ボンド」ハ一「ガロン」ニ等シ）ヲ包含シ犢ガ牝牛ヨリ飲ミタルモノヲ除クコト）

一六〇 當該農場ニ於テ製造セラレタル「バター」.....「ボンド」.....

一六一 當該農場ニ於テ製造セラレタル「チーズ」.....「ボンド」.....

(ロ) 家禽生産物

一六二 千九百二十九年（又ハ千九百二十九年ヨリ千九百三十年ニ至ル年度）ニ於テ生産セラレ

タル卵.....「頭」.....「箇」.....

(ハ) 羊毛

一六三 當該農場ニ於テ千九百二十九年（又ハ千九百二十九年ヨリ千九百三十年ニ至ル年度）ニ於テ剪毛セラレタル綿羊ノ數.....「頭」.....

一六四 得ラレタル羊毛（剪毛セラレタル儘ノモノナルカ又ハ洗滌セラレタルモノナルカヲ示スコト）ノ總重量.....「ボンド」.....

(二) 「モヘア」毛

一四七

一六五、千九百二十九年（又ハ千九百二十九年ヨリ千九百三十年ニ亘ル年度）ニ於テ得ラレタル  
「モヘア」毛（剪毛セラレタル儘ノモノナルカ又ハ洗滌セラレタルモノナルカラ示スコト）ノ總  
重量………「ボンド」………

一六六 千九百二十九年（又ハ千九百二十九年ヨリ千九百三十年ニ至ル年度）ニ於テ得ラレタル  
蜂蜜……〔ボンド〕……〔ホーリー〕

(一) 蟻  
一六七 千九百二十九年（又ハ千九百二十九年ヨリ千九百三十年ニ至ル年度）ニ於ケル新立蠅卵ノ数量

一六八 千九百二十九年（又ハ千九百二十九年ヨリ千九百三十年ニ瓦ル年度）ニ於テ生産セラレタル生蘭ノ數量……「ボンド」……タル生蘭ノ數量……

ノ国ハ提案セラレタル標

ムルコト及前諸頁ニ掲グラレタル畜產物ヲ調査スル爲措置スルコトヲ勧説セラル補足的質問事項

ハ成ルベク多クノ國ガ關係精神ヲ蒐集スルコトノ由、シキ事項ナリ。ミテ特多ニノ事項、ハ何ノ多クノ事項ハ比較的 important ナラザル質問事項ヲ以テ調査ノ負擔ヲ重カラシムルコトヲ避クル爲、經費ヲ輕減スル爲又ハ質問事項ガ満足ニ回答セラルコ�能ハズト信ゼラレタルニ依り省略セラル右ノ種類ニ屬スルモノハ價格、生活力アル動物ノ生體量及屠肉量、農場產物ノ消費又ハ處分、農場設備竝ニ類似ノ事項ニ關スル質問事項ナリ。

一 肥皂人占有關使

一六九 當該農場ニ於テ自己ノ所不ニ居シハ、ハ（ア）リ。且テ、（ア）リ。且テ、（ア）リ。

ラルモノニシテ之ガ使用ニ對シ自己ニ於テ何等ノ地代ヲ支拂ハズ且之ガ管理ニ對シ自己ニ於テ何等ノ報酬ヲ受ケザルモノ）ハ何「エーカー」ナリヤ……………「エーカー」……………

一七〇 當該農場ニ於テ自己ガ他ノ者ヨリ賃借シタルモノハ何「エーカー」ナリヤ

一七〇（ノイ）金納ニ依ルモノ……………「エーカー」……………

一七〇（ノロ）分量ニ依ルモノ……………「エーカー」……………

一七一 當該農場ニ於テ自己ガ雇ハレタル管理人トシテ他人ノ爲經營スルモノハ何「エーカー」ナリヤ……………「エーカー」……………

一五〇

一七二 當該農場ニ於テ前三質問事項ニ掲グラレタルモノト異ル形式ノ權利關係ノ下ニ自己ガ經營スルモノハ何「エーカー」ナリヤ 「エーカー」

占有ノ形式

(註) 質問事項第百六十九乃至百七十二ノ總計ハ質問事項第五ニ示サル農場ノ總計面積ニ等シカルベシ)

## 二 農場勞働

標準様式ノ第三節ニ規定セラルル當時使用セラルル農場勞働者ノ員數ニ關スル資料ノ外左ノ質問事項ハ臨時ニ使用セラルル農場勞働者、農場ニ於ケル勞働日數、勞働時間數、貨銀及住宅狀態ニ關スル資料ヲ蒐集セント欲スル國ノ爲提案セラル

(イ) 調査ノ日ニ於テ臨時ニ使用セラルル農場勞働者ノ數

農場經營者ノ家族  
男 女

一七三 十五歳未満

一七四 十五歳以上

(ロ) 千九百二十八年ヨリ千九百二十九年ニ至ル（又ハ千九百二十九年ヨリ千

### 九百三十年ニ至ル）農業年度中ノ農場ニ於ケル總勞働日數

|           |       |       |   |
|-----------|-------|-------|---|
| 常時使用セラルル者 | 十五歳以上 | 一七五   | 男 |
|           | 一七七   | 十五歳未満 | 女 |
| 臨時使用セラルル者 | 十五歳以上 | 一七八   | 男 |
|           | 一八〇   | 十五歳未満 | 女 |

各國ガ調査ニ關シ報告スルニ當リテハ調査ノ日ニ於テ臨時ノ勞働ニ關シ存スル季節的又ハ例外的ノ變動ニ關スル簡単ナル説明ヲ與フベク且蒐集セラレタル數字ガ代表的ナルモノト認メ得ラル程度ヲ同時ニ示スベキコト望マシト思考セラル

(ハ) 當該農場ニ於ケル雇傭勞働ノ一日ノ慣習的勞働時間

一八一 収穫季節中 時間

一八二 他ノ季節中 時間

(イ) 雇傭農場勞働ノ賃銀

|   |   |   |
|---|---|---|
| 夏 | 季 | 男 |
| 弗 | 女 | 弗 |
| 冬 | 季 | 男 |
| 弗 | 女 | 弗 |

一五一

一日傭労者

一八三 時間拂賃銀平均率.....

二月極儲労者

一八四 一人一月當貨幣支拂平均額.....

一八五 實物（食物、燃料、住宅等）ニ依ル支拂ノ平均額ニシテ之ニ相當スル貨幣價額ニ見積ラレタルモノ.....

（註 第百八十四及第百八十五ノ合計ハ労働者ノ一月當總平均貨銀額ニ等シカルベシ）

（ホ）雇農場勞働者及被使用者ノ住宅

當該農場ノ農場勞働者及被使用者ノ總數ノ内

一 當該農場ニ屬スル別別ノ住居ヲ占ムル者ノ數

一八六 貸銀ノ一部トシテ.....

一八七 貸銀ノ一部トシテニ非ズシテ.....

二 當該農場ニ宿泊スル者ノ數

男 女

一八八 農場經營者ト共ニ農場家屋内ニ.....

一八九 農場労働者ノ用ニ當テラルル住居内ニ.....

一九〇 他ノ建物内ニ又ハ他ノ方法ニテ.....

三 一九一 當該農場ト離レテ又ハ之ト獨立シテ居住スル者ノ數.....

三 排水

一九二 當該農場ノ土地ニシテ永續的人工排水溝渠類ヲ具フルモノノ面積：「エーカー」数：「エーカー」；.....  
(數年間存續スル様建造セラレ且勤耕又ハ疏水ニ依リ毎年破壊セラレザル水路又ハ溝渠竪ニ瓦、煉瓦、石及類似ノモノヲ以テ建造セラレタル地上又ハ地下ノ排水路ニ依リ排水セラルル土地ヲ包含スルコト)

四 灌溉

一九三 當該農場ノ何レカノ部分ガ灌溉セラルルトキハ總「エーカー」数：「エーカー」；.....  
(人工水路、溝渠若ハ導管ニ依リ高所ヨリ導カルル水又ハ唧筒若ハ他ノ機械ニ依リ低所ヨリ揚ゲラルル水ニ依リ灌溉セラルル土地ノミヲ包含スルコト人力ニ依ル水ノ運搬ヲ包含セザルコト)

五 肥料

肥料ハ作物生産ノ重要ナル要素ニシテ多クノ國ニ於テハ其ノ種類及其ノ使用ノ範囲ニ關スル資料ヲ得ルハ望マシキコトナリ左ノ二方法提案セラル

(イ) 農業調査ニ關聯シテ農場經營者ニ付直接質問スルノ方法

(ロ) 肥料製造者、販賣者並ニ中央及地方ノ官廳ノ免許事務所ノ検査官ニ質問スルノ方法

#### 六 農場ニ於ケル現在高

何時ニテモ利用シ得ル農產物ノ現在高ノ調査ハ各國並ニ國內及國際ノ商業ニトリ最重要ナルコトナリ所謂顯示的現在高即チ運送中ノ及公設倉庫内ノ現在高ハ集中セルモノニシテ記錄セラルル事項ナルヲ以テ容易ニ之ヲ知ルコトヲ得所謂非顯示的現在高即チ農場又ハ私設ノ製粉所及倉庫ニ於テ未ダ生産者又ハ原購入者ノ占有ニ屬シ總現在高ノ一部ヲ成スモノハ之ヲ調查シ又ハ之ヲ見積ルコト極メテ困難ナリ

依テ各政府ガ商業上ニ重要ナル農業產物例ヘバ穀類、纖維、煙草、珈琲、茶、羊毛等ノ如キモノノ現在高ニシテ調査ノ行ハル時ニ農場ニ於テ又ハ地方ノ製粉所、穀物倉庫及倉庫ニ於テ未ダ貿却セラレズシテ殘存スノモノヲ調査スルコト提案セラル右資料ハ利用シ得ル總現在高ノ重要ナル要素トシテ毎年ノ非顯示的貯藏量ヲ見積ル爲ノ基礎トシテ極メテ有用ナルベシ

#### 七 農場用機械

關係情報ヲ蒐集スルコト頗ル望マシキ一ノ事項ハ農場用ノ機械及設備ノ現在數ナリ右ハ左ノ性質ヲ有スル質問事項ヲ様式中ニ包含セシムルコトニ依リ之ヲ爲スコトヲ得項目ハ自國ノ必要ニ應ズル爲之ヲ擴張スルコトヲ得各國間ニ於ケル比較ノ規準ヲ得ル爲協會ガ各國ニ依リ蒐集セラルル様提案セラルル項目ニ付報告ヲ要クベキコトハ望マシキコトナリ

調査ノ日ニ於テ當該農場ニ在ル左ノ機械ノ數ヲ記載スルコト

|     |              |     |
|-----|--------------|-----|
| 一九四 | 犁            | 臺   |
| 一九五 | 碎土機          | 臺   |
| 一九六 | 播種機          | 臺   |
| 一九七 | 收穫機          | 臺   |
| 一九八 | 脫穀機          | 臺   |
| 一九九 | 動力機          | 臺   |
| 二〇〇 | 苗床、硝子室及溫室ノ設備 | 平方呎 |

一五六

二〇一 硝子ヲ張ラザル「エーカー」數 「エーカー」

二〇二 千九百二十九年（又ハ千九百二十九年ヨリ千九百三十年ニ至ル年度）中

ニ果樹苗、小果樹及ブドウ樹苗ノ販却ニ依リ收得セラレタル金額：弗

二〇三 林木ノ苗、裝飾用ノ樹木及灌木ノ苗ノ販却ニ依リ收得セラレタル金額：弗

二〇四 花及花卉植物ノ販却ニ依リ收得セラレタル金額：弗

二〇五 蔬菜及蔬菜植物ノ販却ニ依リ收得セラレタル金額：弗

九 花（硝子張内ニ在ラザルモノ）

二〇六 主トシテ賣却ノ爲栽培セラレタルモノ 「エーカー」

（「エーカー」及「エーカー」ノ十分ノ一位迄ノ端數ヲ報告スルコト主トシテ賣却用トシテ栽培セ

ラル面積ヲ包含スルコト質問事項第七十八ニ於テ報告セラレタル主トシテ種子用トシテ栽培

セラレタル花及質問事項第二百ニ於テ報告セラレタル硝子張内ニテ栽培セラレタル花ヲ包含セ

ザルコト）

#### 十 牛ノ分類

實行シ得ル場合ニ於テハ牛ノ主要ナル種類ノ純血種、混血種及在來種ノ數ニ關スル情報ヲ蒐集ス

| 牛                   |               | 純血種<br>(登録セラレタルモノ) | ザ登録純セラレ種 | 種 血 混 | 種 来 在 | 計 總 |
|---------------------|---------------|--------------------|----------|-------|-------|-----|
|                     |               |                    |          |       |       |     |
| 一歳未滿ノ犢              | ドーオフレヘ*       |                    |          |       |       |     |
| 一歳以上ノ牝牛             | ムハルウド*        |                    |          |       |       |     |
| (イ) 乳用トシテ飼養セラルモノ    | アドルーボ*<br>スガン |                    |          |       |       |     |
| (ロ) 専ラ繁殖用トシテ飼養セラルモノ | 一リード*         |                    |          |       |       |     |
| (ハ) 他ノモノ            | ノモノ他*         |                    |          |       |       |     |
| 一歳以上ノ種牡牛            | ドーオフレヘ*       |                    |          |       |       |     |
| 他ノ一歳以上ノ牛            | ムハルウド*        |                    |          |       |       |     |

\* 各國ハ自國ノ最重要ナル種類ヲ示スベシ

ル様各國ニ對シ勧告セラル一例トシテ左ノ項目ガ「ウルグアイ」國政府ニ依リ提案セラレタリ

十一 或國ニ特有ナル家畜

(調査ノ日ニ於ケル手許ノ數ヲ報告スルコト)

頭(羽)

二〇七 駱駝

二〇七ノ(イ) 一歳未滿ノモノ

二〇七ノ(ロ) 一歳以上ノモノ

二〇八 駱馬及南米產ノ駱馬

二〇九 驯鹿

二一〇 象

二一〇ノ(イ) 一歳未滿ノモノ

二一〇ノ(ロ) 一歳以上ノモノ

二一一 水牛

二一一ノ(イ) 一歳未滿ノ水牛ノ犢

二一一ノ(ロ) 一歳ヨリ二歳迄ノ幼水牛

二一一ノ(ハ) 二歳ヲ超ユルモノノ全部

二一二 眺鳥

二一三 毛皮ヲ產スル動物(毛皮用又ハ皮用トシテ飼育セラルモノ)

二一三ノ(イ) 狐

二一三ノ(ロ) 「スカソク」

二一三ノ(ハ) 他ノモノ

二一四 野兔及家兔

## 調査ニ關スル決議

第七回總會（千九百二十四年）ニ依リ採擇セラレタル決議

總會ハ

同一時期ニ及創一ナル計畫ノ下ニ一般農業調査ヲ行フ様一切ノ政府ニ勸說スルコト望マシトノ總會ノ意見ヲ再表明ス

右時期ハ千九百三十年ヨリ千九百三十一年ニ夏ル年度ト定メラルコトヲ得ベシ  
總會ハ又參加政府ニ本提案ヲ受諾スル様勸說スル爲直ニ手段ヲ執ルコト及各政府ニ依リ千九百二十六年ノ總會ニ於ケル各自ノ代表部ノ部員トシテ任命セラル専門家ノ會議ニ千九百二十六年ニ提出セラルベキ熟考セラレタル計畫書ヲ起草スル爲周到ナル準備的研究ヲ爲スコトノ重要ナルコトニ關シ常設委員會ノ注意ヲ喚起ス右計畫書ハ次デ各政府ニ通告セラルベシ

第八回總會（千九百二十六年）ニ依リ採擇セラレタル決議

總會ハ

世界農業調査ニ關スル「ワギエール」氏ノ報告書（報告書第九）、協會ノ科學會議ノ委員會ノ報告書（報告書第九ノ附屬書）及千九百二十六年ノ總會ニ附屬セル統計専門家委員會ノ報告書（報告書第九ノ第二附屬書）ヲ審查シタル後左ノ如ク決議ス

- 一 報告書第九ノ第二附屬書中ニ印刷セラレタル改正標準様式ニ主義ニ於テ賛成スルコト及前記二委員會ニ依リ表明セラレタル意見ニ大體ニ於テ同意スルコトヲ表明スルコト
- 二 常設委員會ニ對シ左ノ要請ヲ爲スコト
- (イ) 右標準様式ヲ常設委員會ガ必要ト認ムル適當ナル説明書及他ノ註釋書ト共ニ各政府ニ送付シ且示サレタル方針ニ依リ農業調査ヲ爲ス様世界ノ一切ノ國ニ勸說スル爲望マシト認メラレ得ル他ノ手段ヲ執ルコト
- (ロ) 執ラレタル行動ニ關スル報告書ヲ今後決定セラルベキ問題ニ關スル覺書及勸告書ト共ニ千九百二十八年ノ總會ニ提出スルコト

總會ハ

和蘭國代表委員ノ提案ヲ審議シタル後常設委員會ニ對シ農業生産ノ見積ノ事業ガ正確ナル比較ヲ

目的トシテ各國ニ於テ同一方針ノ下ニ行ハレ得ル様右見積ノ爲ノ一般的計畫ノ作成ニ付審議スルコトヲ要請ス右事業ハ千九百三十年ニ行ハルベシト提案セラレタル一般農業調査ト關聯シテ行ハルコトヲ得ベシ

總會ハ

世界ノ森林資源ニ關スル統計ノ蒐集ハ一切ノ國ノ森林政策ガ全世界ノ木材ノ供給及需要ノ相對的地位ヲ示ス統計ニ基クベキモノナルノ事實ニ鑑ミ最重要ナリト思考シ因テ森林會議ニ對シ右問題ニ特別ノ注意ヲ拂フコト及特ニ組織的ノ森林統計官憲ノ存セザル國ノ木材資源ヲ概算的ニ調査スルノ目的ヲ以テ協會ノ指針トシテノ勸説ヲ爲スコトヲ要請ス

### 國際森林會議ニ依リ採擇セラレタル決議

(千九百二十六年四月乃至五月羅馬)

會議ハ

林產物ノ重要ナルハ農產物ノ重要ナルニ均シト體メ世界農業調査ノ爲提案セラレタル標準樣式ガ

「千九百二十九年ノ收穫」ナル項目ノ下ニ農場ニ於テ伐採セラレタル林木ノ數量ニ關スル資料ヲ示ス爲ノ一項ヲ包含スペキコトヲ勸説ス

### 國際經濟會議ニ依リ採擇セラレタル決議

(千九百二十七年五月「ジュネーヴ」)

會議ハ定期農業統計ノ一層良好ナル組織ガ設定セラルベキコトノ必要ナルコト殊ニ家畜及畜產物ニ付然ルコトヲ認ム萬國農事協會ニ依リ蒐集セラレタル資料ハ最近ノ二十五年間ニ於テ世界ノ總面積ノ半未滿ト世界ノ人口ノ約三十「パーセント」トニ當ル三十七國ノミガ今日迄ニ於テ農業調查ヲ執行シタルコトヲ示セリ

萬國農事協會ニ依リ提議セラレタル方針ニ依ル世界農業調査ハ各國ノ統計資料ニ其ノ從來缺如シタル割一性ヲ與フルヲ得シムベシ

收穫、現在高、消費及各種ノ貨物ノ移動ハ價格ノ決定ニ當リ重要ナル要素タルヲ以テ之ニ關スル情報ヲ迅速ニ農業者ニ頒布スル施設ヲ國內的及國際的に爲スコト均シク必要ナリ農產物及工業產物ノ比較ノ價格ノ指數ハ農產物ノ生產費ノ主タル要素ノ指數ト均シク之ヲ毎月發表スルコト大ナ

ル價値アルベシ

一六四

(千九百二十七年五月「ジユネーヴ」ニ於テ開催ノ國際經濟會議ノ最終報告書、第四章農業第  
四十八頁)

### 英帝國農業調査會議ノ勸告

(千九百二十七年十月倫敦)

委員會ハ英帝國政府ノ注意ガ千九百三十年ヨリ千九百三十一年ニ亘ル年度ノ世界農業調査ノ計畫ニ能フ限リ協力スルノ必要ナルコトニ付拂ハルベキコトヲ勸告ス委員會ハ右調査ガ帝國ノ農業ニ關スル廣汎ナル統計ヲ蒐集スルノ唯一ノ機會ヲ與フルコトヲ指摘セント欲ス

### 第九回總會(千九百二十八年)ニ依リ採擇セラレタル決議

總會ハ

一 世界農業調査ニ關スル統計家委員會ノ報告ヲ承認シ且常設委員會ガ右報告ニ掲グラル勸告ヲ實行スル様標準様式ヲ修正スペキコトヲ勸告ス

二 國際教育局ガ世界農業調査ニ關シ與ヘタル財政的援助ニ對シ同局ニ感謝ノ意ヲ表シ且國際教

育局ガ頗ル成功ヲ以テ開始セラレタル事業ヲシテ満足ナル結果ニ達セシムル様將來ニ於テモ援助ヲ繼續スルコトヲ希望ス

最後ニ總會ハ自國ノ農業調査ノ結果ヲ協會ニ報告スル國ニ對シ情報ヲ得ル爲使用セラレタル方法ヲ詳細ニ説明スル註釋書ヲ自國ノ報告ニ添附スルコトヲ要請ス